第７期守口市障がい福祉計画及び
第３期守口市障がい児福祉計画

令和６年３月

守 口 市

ごあいさつ

本市では、令和３年３月に、令和３年度から５年度までを計画期間とする「第6期守口市障がい福祉計画及び第２期守口市障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいりました。

しかしながら近年、高齢化や障がいの重度化が進む中、親亡き後を見据えた地域生活や社会参加・就労等に向けた支援、発達に不安のある子どもの早期療育などの支援ニーズが急速に高まっており、今後も、障がい福祉を取り巻く環境は変化し続け、さらに複雑かつ多様化することが見込まれます。

本市においては、このような変化に対応するため、「守口市高齢者及び重度障がい者（児）外出支援事業」や「守口市軽度難聴児補聴器交付事業」を開始し、「守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給事業」の対象サービスを独自に拡充するなど障がい福祉施策の充実に向けて取り組んでまいりました。また、令和３年度から５年度にかけては、市の未利用地を活用した地域生活支援拠点等を新たに開設し、緊急時の受け入れ、体験の機会・場づくりなどの機能を持った施設の整備を進めてまいりました。

このような中、「第６期守口市障がい福祉計画及び第２期守口市障がい児福祉計画」が令和５年度末をもって終期を迎えることとなり、障がいのある方を取り巻く状況やニーズ等を踏まえ、「第７期守口市障がい福祉計画及び第３期守口市障がい児福祉計画」を新たに策定いたしました。本計画に基づき、「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」の実現に向けて、必要な障がい福祉サービス提供体制を整備するなど着実に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定に当たりまして、貴重なご意見等をいただきました守口市障がい者自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ、各種アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提案をお寄せいただいた市民の皆様や関係団体の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和６年３月

守口市長　瀬野（せの）　憲一（けんいち）

目　次

第１章　計画策定の基本的な考え方 1

第１節　計画策定の背景と趣旨 1
第２節　障がいのある人に関する法律や制度の動向 2
１．国の基本計画 2
２．障害福祉計画及び障害児福祉計画 基本指針について 2
３．障がい福祉政策に係る関連法等の動向（抜粋） 3
第３節　計画の位置付け 4
１．法的根拠 4
２．関連する計画との関係 4
第４節　計画の期間 6
第５節　計画の策定体制 6
１．守口市障がい者自立支援協議会における検討 6
２．障がいのある人等やサービス提供事業所からの意見の集約 7
３．パブリックコメントの実施 7

第２章　障がいのある人を取り巻く状況 8

第１節　守口市の人口及び障がい者手帳所持者数等の推移 8
１．総人口及び障がい者手帳所持者総数の推移 8
２．障がい者手帳別所持者数の推移 9
３．自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 10
４．障がい児等の推移 10
第２節　前計画における障がい者施策等の取り組み状況 12
１．相談支援機能の充実 12
２．地域生活支援拠点等施設の整備 12
３．医療的ケア児のための協議の場の設置 12
４．医療的ケア児等コーディネーターの配置 12
５．意思疎通支援の提供の充実 12
６．障がい者理解への取り組み 13
７．障がい者虐待レビュー会議の実施 13

第３章　市民アンケート調査結果等の分析 14

第１節　障がい福祉計画に関連する内容 14
１．地域生活支援拠点等の整備、施設入所者の地域生活への移行 14
２．相談支援機能の充実 15
３．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 17
４．就労相談の充実、職場定着支援 18

５．意思疎通支援の提供体制の充実 20
６．差別の禁止、合理的配慮 21
７．高齢化に伴う支援の検討 21
第２節　障がい児福祉計画に関連する内容 23
１．施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携、医療的ケア児の協議の場 23
２．児童発達支援センターの充実及び療育の向上、担保 25
第４章　計画の推進方針 29
第１節　第３次守口市障がい者計画との関係 29
１．第３次守口市障がい者計画の基本理念・基本原則・重点施策 29
２．第３次守口市障がい者計画と本計画における関連項目 30
第２節　計画推進のための取り組み及び活動指標 32
１．地域生活支援拠点等の整備・拡充 32
２．相談支援機能の充実 43
３．障がい者自立支援協議会のさらなる活性化 47
４．施設入所者の地域生活への移行 49
５．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 51
６．障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 54
７．就労相談の充実 55
８．職場定着支援 62
９．施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携 64
10．医療的ケア児のための協議の場 65
11．児童発達支援センターの充実 66
12．療育の担保・向上 68
13．意思疎通支援の提供体制の充実 73
14．差別の禁止、合理的配慮 75
第５章　計画の推進 78
第１節　計画の推進体制 78
１．庁内連携 78
２．市民や地域、関係団体との連携 78
３．関係機関との連携 78
４．大阪府・府内市町村との連携 78
５．計画の評価・進捗管理 79
資料編 81

※本計画では、国の法令や計画等の名称や用語を除き、障がいのある人を「障がい者」（障がい児等を含む。）と表記しています。

第１章　計画策定の基本的な考え方

第１節　計画策定の背景と趣旨

守口市（以下、「本市」という）では平成 29 年３月に、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「第３次守口市障がい者計画」を策定し、「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」を基本理念とし、障がいのある人が、住み慣れたまちで、基本的な人権が尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

この度、策定する「第７期守口市障がい福祉計画及び第３期守口市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）」は、この「第３次守口市障がい者計画」を着実に実行するための具体的方策を定める計画としても位置づけられるものです。

障がい福祉施策にかかる国の動向としては、平成 28 年４月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）並びに雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。近年では、令和３年５月に、合理的配慮の提供の義務化などが定められた改正法が公布され、これまで民間事業者の努力義務とされてきた障がいのある人への合理的配慮が義務化されています。

また、令和３年９月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和４年 12 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）の改正により、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずるとともに、「児童福祉法」の改正により、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化を図るなど、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

こうした中で、本市においては、令和３年３月に策定した「第 6 期守口市障がい福祉計画及び第２期守口市障がい児福祉計画（以下、「前計画」という）」の計画期間（令和３年度～令和５年度）において、新たな地域生活支援等施設の整備や医療的ケア児に対する取り組みを進めるなど、障がいのある人及び児童への施策の充実を図ってきました。

本市の前計画は令和５年度末で終了することから、これらの情勢を踏まえ、本市における障がいのある人及び児童の実情を把握するとともに、前計画に基づくこれまでの取り組みと進捗状況を検証したうえで、新たに本計画を策定し、引き続き「第３次守口市障がい者計画」の推進に向けた取り組みを進めます。

第２節　障がいのある人に関する法律や制度の動向

１．国の基本計画

●障害者基本計画（第５次計画　令和５年度～令和９年度）

＜基本理念（抜粋）＞

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

＜おわりに～今後に向けて～（抜粋）＞

・災害発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取り組みを進めること

・障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障害の「社会モデル」等、障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や原則への理解促進に継続して取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこと

国の基本計画においては、上記の内容などを重要視し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

２．障害福祉計画及び障害児福祉計画 基本指針について

●基本指針の主なポイント

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
○福祉施設から一般就労への移行等
○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
○発達障がい者等支援の一層の充実
○地域における相談支援体制の充実強化
○障がい者等に対する虐待の防止
○「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
○障がい福祉サービスの質の確保
○障がい福祉人材の確保・定着
○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
○障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

３．障がい福祉政策に係る関連法等の動向（抜粋）

平成 30 年度	**●改正障害者総合支援法の施行** ・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設 ・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設 ・重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進 **●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行** ・文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進 ・地方公共団体における障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされる **●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行** ・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進 **●地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行** ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ・地域福祉計画が、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられる
令和 元年度	**●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行** ・障がいの有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 ３年度	**●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行** ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等 **●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（R6.4 施行予定）** ・努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化。障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取り組みの促進が必要 **●地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行** ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）
令和 ４年度	**●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行** ・障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、・国・地方公共団体・事業者・国民の責務、６分野にわたる基本的施策を示す **●障害者総合支援法等の一括改正（R6.4 施行予定）** ・施設入所者の削減と地域移行に向けた取り組みの一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる **●児童福祉法の一部改正（R6.4 施行予定）** ・包括的な子育て支援強化、虐待・児童相談所の体制強化、18～22 歳の自立支援強化、日本版 DBS 導入に向けた取り組み強化等

第３節　計画の位置付け

１．法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第１項及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画」として策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条第１項に基づく「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下、「国の基本指針」という。）」及び「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について（平成 23 年 12 月 27 日付け障企自第 1227 第１号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知。）」に則することとします。

２．関連する計画との関係

策定にあたっては、上位計画となる大阪府の障がい者計画や「第６次守口市総合基本計画」「第４次守口市地域福祉計画」における障がい者施策等との整合性を図るとともに、「守口市老人福祉計画」「守口市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図ります。

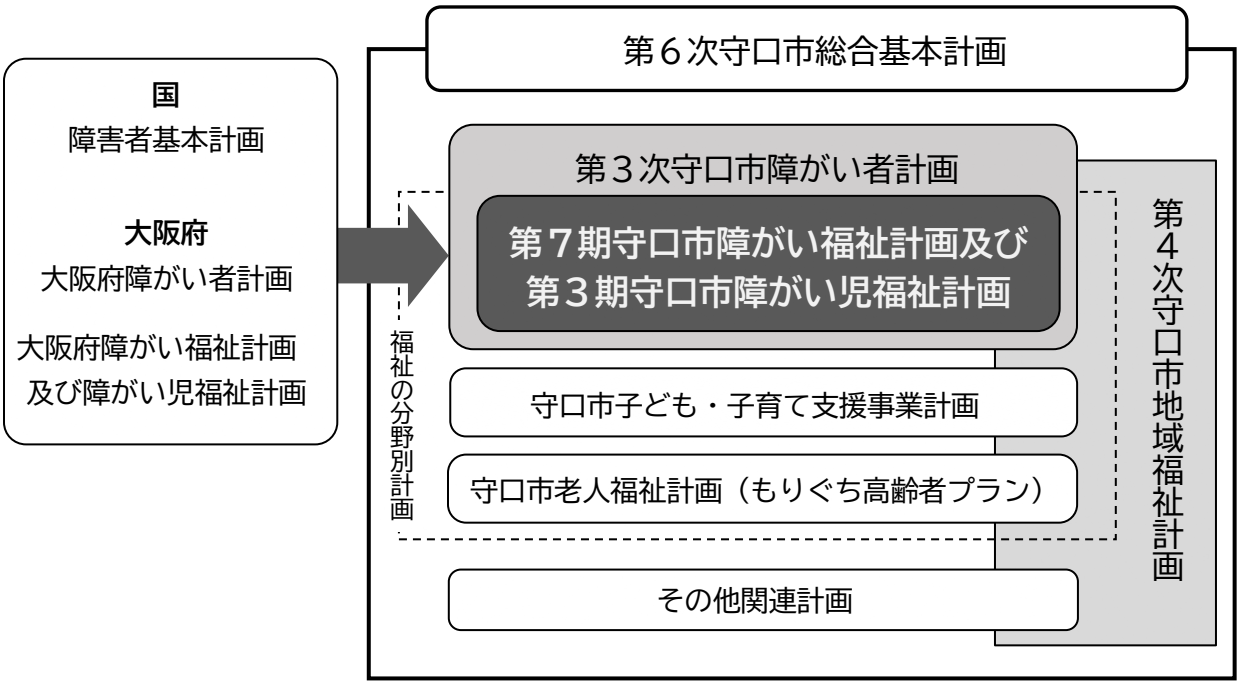

また、本市においては、持続可能な開発目標ＳＤＧｓ（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っており、全 17 の目標分野のうち、本計画は、

「目標１ 貧困をなくそう」
「目標３ すべての人に健康と福祉を」
「目標４ 質の高い教育をみんなに」
「目標５ ジェンダー平等を実現しよう」
「目標８ 働きがいも経済成長も」
「目標 10 人や国の不平等をなくそう」
「目標 11 住み続けられるまちづくりを」
「目標 16 平和と公正をすべての人に」
「目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう」

の９分野に関わる施策内容を含んでいます。

第４節　計画の期間

国の基本指針に基づき、市町村の障がい福祉計画は３年を１期とすることと規定されていることから、本計画の期間は令和６年度から令和８年度までの３年間とします。また、令和５年度中に見直しを行い、令和６年度を初年度とする次期計画を策定します。

<table>
<tr><th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>～</th><th>令和18年度</th></tr>
<tr><td>障がい者計画</td><td colspan="9">第３次計画
（平成 29 年度～令和８年度）</td><td colspan="3">第４次計画
（令和９年度～
令和 18 年度）</td></tr>
<tr><td>障がい福祉計画</td><td colspan="3">第５期計画
（平成 30 年度～
令和２年度）</td><td colspan="3">第６期計画
（令和３年度～
令和５年度）</td><td colspan="3">第７期計画
（令和６年度～
令和８年度）</td><td colspan="3">第８期計画
（令和９年度～
令和 11 年度）</td></tr>
<tr><td>障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第１期計画
（平成 30 年度～
令和２年度）</td><td colspan="3">第２期計画
（令和３年度～
令和５年度）</td><td colspan="3">第３期計画
（令和６年度～
令和８年度）</td><td colspan="3">第４期計画
（令和９年度～
令和 11 年度）</td></tr>
</table>

第５節　計画の策定体制

１．守口市障がい者自立支援協議会における検討

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第 88 条第８項及び第９項において、同法第 89 条の３第１項に規定する協議会の意見を聴くよう努めることと規定されており、本市が設置する障がい者自立支援協議会にて意見聴取及び検討を行いました。

障がい者自立支援協議会は、学識経験者や障がい者団体・福祉・医療・人権関係団体の代表者、教育関係機関・関係行政機関等の代表者によって構成されており、本会議のもとに運営会議を設置し、下部に各専門分野別の支援者実務者会議を設ける体制となっています。また、支援者実務者会議から特別に検討すべき課題が提出された場合は、検討会議を立ち上げます。

2．障がいのある人等やサービス提供事業所からの意見の集約

障がい者手帳をお持ちの方や発達に不安のあるお子さんがいる保護者の方に生活状況、障がい福祉サービスの利用状況、課題や要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、市内の障がい福祉サービス事業者、生活支援センターや障がい関係団体の障がい福祉施策に対する意見や課題、要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

<table>
<tr><th>調査種類</th><th>調査の対象者</th><th>配布数</th><th>有効回収数（回収率）</th><th>配布・回収方法</th></tr>
<tr><td>18 歳未満（保護者）調査
（主に就学児童を対象）</td><td rowspan="3">本市が援護する障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障がい福祉サービス利用者から、年齢構成比を考慮しつつ、無作為抽出</td><td>231 件</td><td>104 件（45.0%）</td><td rowspan="3">郵送による
配布・回収</td></tr>
<tr><td>18 歳から 64 歳調査</td><td>1,571 件</td><td>692 件（44.0%）</td></tr>
<tr><td>65 歳以上調査</td><td>1,177 件</td><td>649 件（55.1%）</td></tr>
<tr><td>児童発達支援等に関する調査
（主に未就学児童を対象）</td><td>児童発達支援等を支給決定されている方から無作為抽出</td><td>440 件</td><td>288 件（65.5%）</td><td>郵送による
配布・回収</td></tr>
<tr><td>障がい者団体意向調査</td><td>本市関連の障がい者団体</td><td>10 件</td><td>6 件（60.0%）</td><td>郵送又は
電子メールによる
配布・回収</td></tr>
<tr><td>サービス提供事業者調査</td><td>・本市において各種障がい福祉サービスを提供する事業者を無作為抽出
・本市内において児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供する事業所の運営法人の事業者を無作為抽出
・本市内において介護保険サービスを提供する事業所の運営法人の事業者を無作為抽出</td><td>62 件</td><td>35 件（56.5%）</td><td>電子メールによる
配布・回収</td></tr>
</table>

3．パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、本市が策定する施策等の案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。

本計画では、令和６年１月から２月にかけて、市役所、守口市障がい者・高齢者交流会館、守口市立わかくさ・わかすぎ園、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー、守口市立図書館、文化センター（エナジーホール）、市民体育館、市ホームページにおいて、計画案の閲覧、意見提出用紙の配布を行い、パブリックコメントを実施しました。

第２章　障がいのある人を取り巻く状況

第１節　守口市の人口及び障がい者手帳所持者数等の推移

１．総人口及び障がい者手帳所持者総数の推移

本市の総人口は、令和４年度末現在、141,607 人で、減少傾向にあります。

一方、障がい者手帳所持者数は、11,753 人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合も増加傾向にあります。

人口、障がい者手帳所持者数の推移

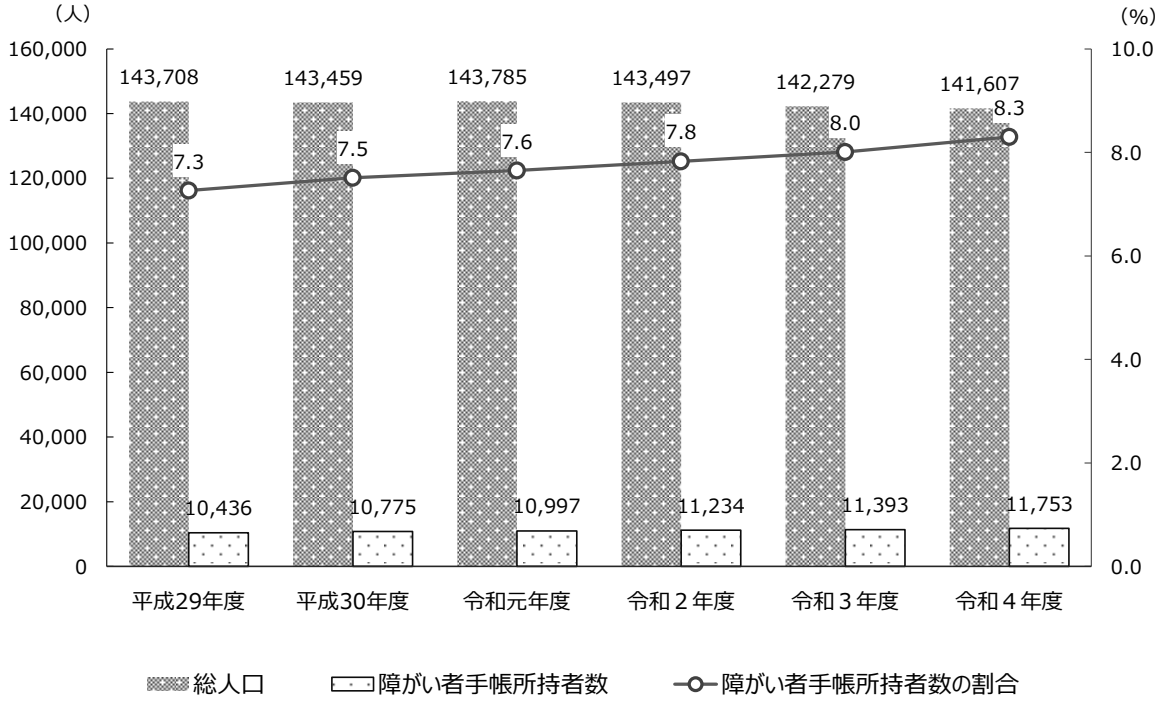

各年度末現在（人口：住民基本台帳人口、手帳所持者：障がい福祉課）

２．障がい者手帳別所持者数の推移

障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、全ての手帳について増加傾向にあります。

平成 29 年度から令和４年度にかけての手帳別の増減率は身体障がい者手帳で 433 人（5.7%）の増加、療育手帳で 376 人（26.3%）の増加、精神障がい者保健福祉手帳で 508 人（37.2%）の増加となっており、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の増加率が、身体障がい者手帳に比べて高くなっています。

障がい者手帳別所持者数の推移

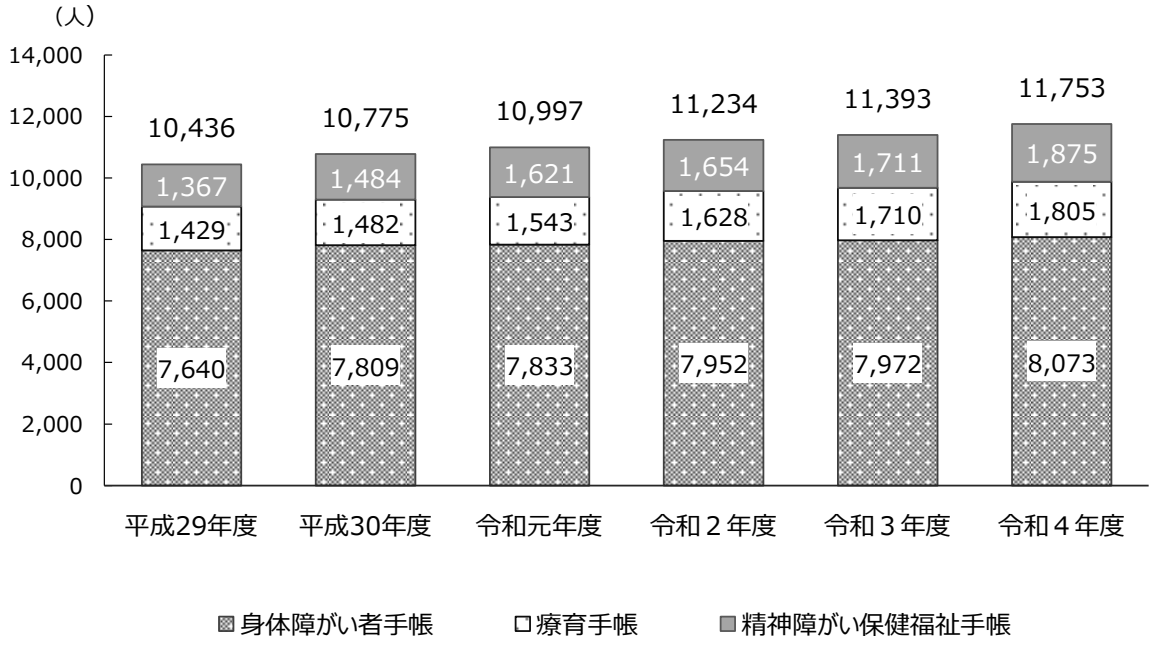

各年度末現在（障がい福祉課）

３．自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和元年度に減少したものの、令和２年度以降は増加傾向にあります。

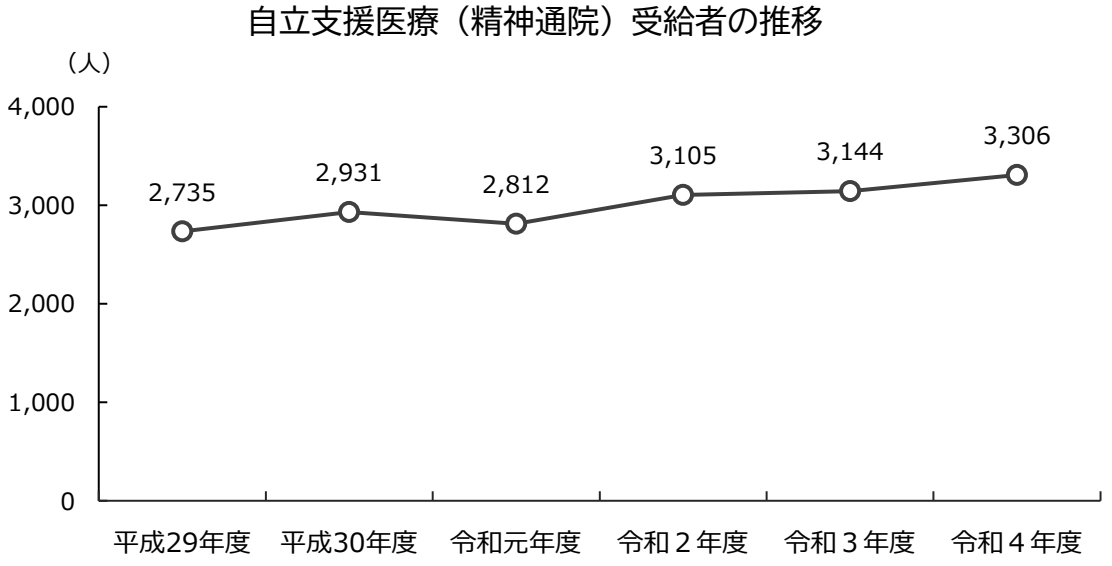

各年度末現在（障がい福祉課）

４．障がい児等の推移

（１） 障がい児（１８歳未満の手帳所持者数）の推移

障がい児の推移をみると、令和４年度末現在、身体障がい児は 90 人、知的障がい児は 454 人となっています。身体障がい児が微減傾向である一方で、知的障がい児が増加傾向にあり、令和３年度以降の伸びが大きくなっています。

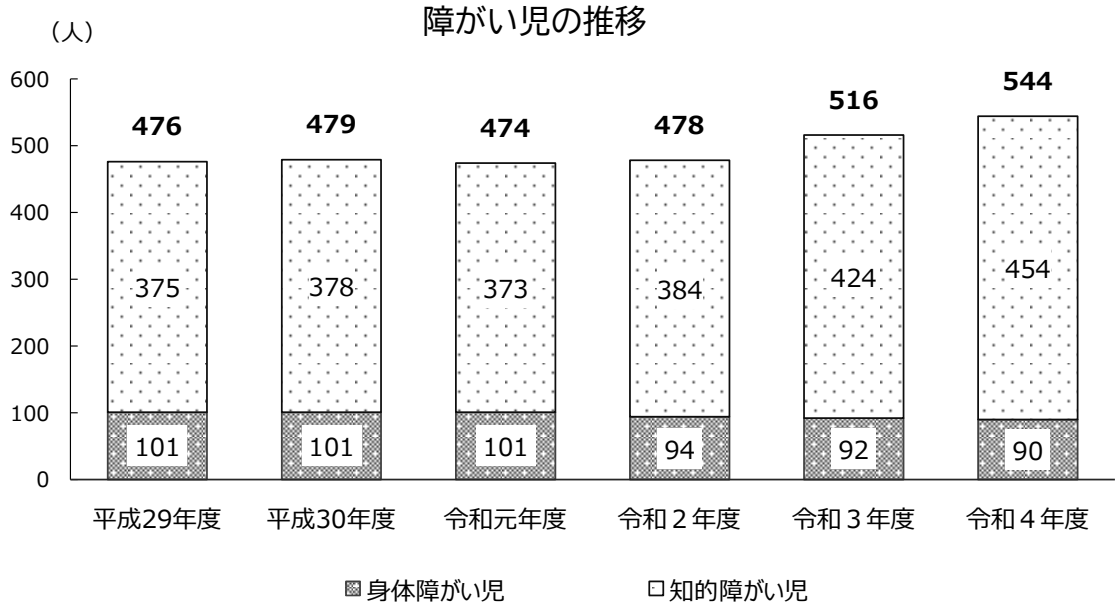

各年度末現在（障がい福祉課）

（２） 特別支援学級在籍児童数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、令和５年５月１日現在、473 人で、令和４年まで増加傾向にありましたが、令和４年に文部科学省からの特別支援学級と通級指導の適切な運用についての通知を受けて、学びの場が再検討されたことから、令和４年から令和５年にかけては減少が見られます。

中学校の生徒数は、令和５年５月１日現在、209 人で、増加傾向にあります。

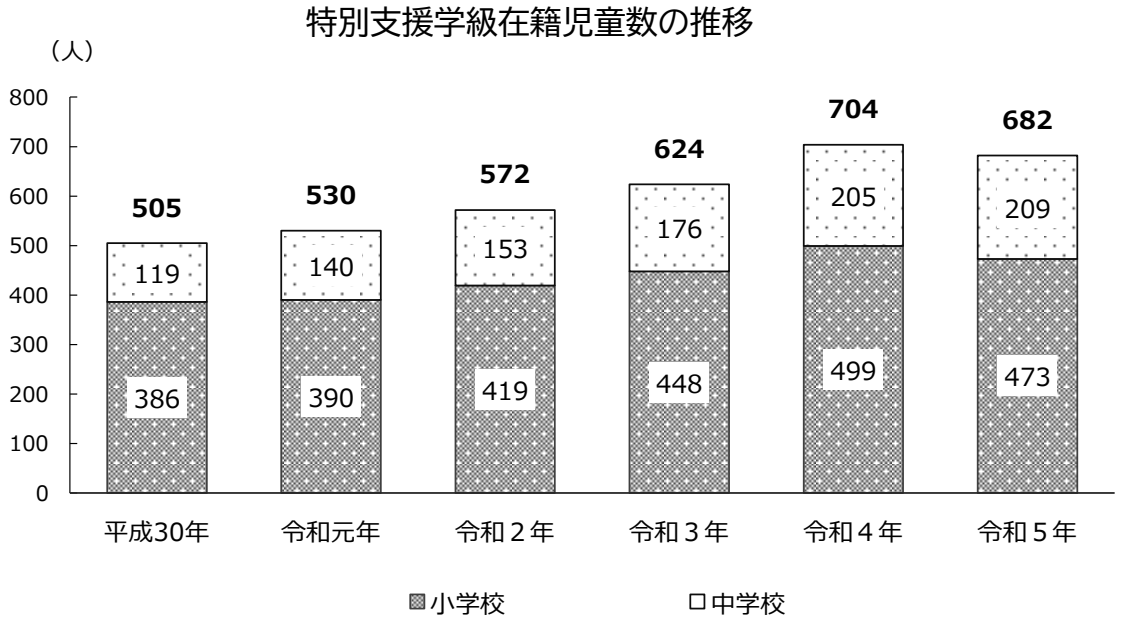

各年５月１日現在（学校教育課）

第２節　前計画における障がい者施策等の取り組み状況

前計画期間中における取り組み状況の主なものについては、以下のとおりです。

１．相談支援機能の充実

障がい児サービスの利用増加にあわせて、相談機能を充実させるため、令和４年度より新たに障がい児委託相談事業を２か所追加しました。

２．地域生活支援拠点等施設の整備

障がいある方の、親亡き後の生活を見据えて、市の未利用地を活用し、以下に示す地域生活支援拠点等施設の整備を進めました。

整備年度	施設の種類および施設名称	施設の機能
令和３年度	短期入所施設 「シャイン」「おらんく」	緊急時の受け入れ、体験の機会・場
令和５年度	生活介護・生活訓練 「わかたけ園」	緊急時の受け入れ、体験の機会・場
令和５年度	生活介護、就労継続支援Ｂ型 「ひだまり」	体験の機会・場

３．医療的ケア児のための協議の場の設置

令和３年度より医療的ケア児の安定した地域生活を保障するための総合的かつ包括的な支援体制の整備をはかるために協議の場の設置を進めました。

４．医療的ケア児等コーディネーターの配置

令和３年度より医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するため医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めました（医療型１名、福祉型１名）。

５．意思疎通支援の提供の充実

コミュニケーション支援の充実のために、行政に関する情報などを来庁することなく情報が取得できるようＬＩＮＥ通話を利用した手話電話を開始しました。

６．障がい者理解への取り組み

更なる市民への障がい者への理解をすすめるため、これまでの取り組みに加えて市民協働事業によるふれあい祭りの実施や、障がい者週間に合わせて市内就労支援事業所の授産品提示、物品販売や当日相談もできるイベントを開催しました。 また、自閉症週間、手話言語週間における庁舎ライトアップよる啓発を行いました。

７．障がい者虐待レビュー会議の実施

市での障がい者虐待の対応を客観的に評価、助言をいただける機会の場として、レビュー会議を開催しました。

守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

第３章　市民アンケート調査結果等の分析

第１節　障がい福祉計画に関連する内容

１．地域生活支援拠点等の整備、施設入所者の地域生活への移行

【市民アンケート調査の結果】

現在生活しているところ、将来生活したい場所

自宅以外の生活しているところについては、18～64 歳では「グループホームに入居している」、65 歳以上では、「介護保険施設に入所している」が最も多くなっています。

自宅以外の将来生活したいところについては、18～64 歳以上では「障がいのグループホームで暮らしたい」に次いで「介護保険施設で暮らしたい」が多くなっており、将来的には介護保険サービスに移行するニーズがみられます。

現在、生活しているところは、どちらですか。

	18～64歳 N=692	
自宅で生活している	611	88.3%
福祉施設に入所している	5	0.7%
病院に入院している	12	1.7%
グループホームに入居している	40	5.8%
その他	14	2.0%
無回答	10	1.4%

	65歳以上 N=649	
自宅で生活している	552	85.1%
障がい者支援施設に入所している	1	0.2%
介護保険施設に入所している	35	5.4%
病院に入院している	15	2.3%
介護保険のグループホームに入居している	7	1.1%
障がいのグループホームに入居している	2	0.3%
その他	20	3.1%
無回答	17	2.6%

あなたは将来、どこで生活したいと思いますか。

	18～64歳 N=692	
自宅で暮らしたい（ひとりで）	171	24.7%
自宅で暮らしたい（家族で）	315	45.5%
障がい者支援施設で暮らしたい	21	3.0%
介護保険施設で暮らしたい	51	7.4%
病院に入院していたい	5	0.7%
介護保険のグループホームで暮らしたい	13	1.9%
障がいのグループホームで暮らしたい	99	14.3%
その他	0	0.0%
わからない	0	0.0%
無回答	17	2.5%

	65歳以上 N=649	
自宅で暮らしたい（ひとりで）	207	31.9%
自宅で暮らしたい（家族で）	288	44.4%
障がい者支援施設で暮らしたい	11	1.7%
介護保険施設で暮らしたい	39	6.0%
病院に入院していたい	6	0.9%
介護保険のグループホームで暮らしたい	15	2.3%
障がいのグループホームで暮らしたい	2	0.3%
その他	6	0.9%
わからない	51	7.9%
無回答	24	3.7%

地域で生活するために必要な支援

18～64 歳では「経済的な負担の軽減」、65 歳以上では、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が最も多くなっています。

地域で生活するために必要な支援【複数回答】

	18～64歳 N=692		65歳以上 N=649	
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	260	37.6%	338	52.1%
障がいに適した住居の確保	236	34.1%	124	19.1%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	267	38.6%	285	43.9%
生活訓練等の充実	111	16.0%	69	10.6%
経済的な負担の軽減	456	65.9%	282	43.5%
相談対応等の充実	259	37.4%	148	22.8%
地域住民等の理解	129	18.6%	60	9.2%
緊急時の受け入れ先の充実	276	39.9%	274	42.2%
グループホームや一人暮らしなどの体験ができること	100	14.5%	36	5.5%
障がい特性に応じた専門的支援の充実	267	38.6%	110	16.9%
その他	24	3.5%	12	1.8%
無回答	24	3.5%	54	8.3%

【事業所アンケート調査の結果】

■利用者の高齢化にともない、介護保険サービスへの移行が増加していると考えられ、利用者が減少傾向にある一方で、加齢による認知症や生活習慣病等の発病による対応が増加しています。

■運営上の課題として、「従業員の人材確保が困難」である回答が最も多くなっており、その背景として、「職員の高齢化と新規職員の応募の減少」という意見がみられます。

【関係団体アンケート調査の結果】

■「地域の中での受け入れ体制が充実できていない」「移行後の包括的ケアが整っていない」などの課題があり、その解決に向けて、「関係機関との連携による環境整備」を要望されています。

■在宅で受けるサービスに関しては充実している一方で、不意の外出に対しての対応がないという意見があり、障がい者本人の急病のみならず、家族が病気になった時に障がい者がその家族の世話をできず、共倒れになる場合などが懸念されています。

2．相談支援機能の充実

【市民アンケート調査の結果】

現在利用している障がい福祉サービス、今後利用したい障がい福祉サービス　※18～64 歳のみ

現在利用しているサービスについては、「計画相談支援」が 9.5%と最も多く、「障がい者相談支援事業」も 5.1%となっています。また、今後利用したいサービスについては、「障がい者相談支援事業」が 9.2%と最も多く、今後の利用ニーズの増加が見込まれています。

障がい福祉サービスについて、今後求めるもの　※18～64 歳のみ

「計画相談支援」については、平日だけでなく土日の対応を求める意見や、オンラインによる対応を求める意見があり、対応の機会の増加が求められています。「障がい者相談支援事業」については、気軽に相談できる体制、サービス自体について詳しい内容を知りたい、情報を発信してほしいという意見があり、今後、これらの意見を踏まえて、潜在的な利用ニーズを実際の利用に結び付けていく必要があります。

相談先に求めるもの

18～64 歳では「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」、65 歳以上では、「特にない」を除くと、「病気や医療に関する専門的な相談ができること」が最も多くなっています。

相談先に求めること【複数回答】

	18～64歳　N=692		65歳以上　N=649	
障がいに関する専門的な相談ができること	181	26.2%	84	12.9%
病気や医療に関する専門的な相談ができること	187	27.0%	154	23.7%
親身に話を聞いてくれる相談員がいること	283	40.9%	139	21.4%
わかりやすい言葉で話してくれること	182	26.3%	125	19.3%
手話や筆談などで対応してくれること	16	2.3%	17	2.6%
人間関係の悩みを聞いてくれる相談員がいること	104	15.0%	25	3.9%
同じ障がいのある相談員に話ができること	46	6.6%	26	4.0%
休日や夜間でも電話などで相談ができること	100	14.5%	81	12.5%
さまざまな相談に対応できるように他職種との連携がとられていること	124	17.9%	53	8.2%
あらゆる相談を包括的に聞いてくれること	132	19.1%	97	14.9%
その他	12	1.7%	11	1.7%
特にない	144	20.8%	195	30.0%
無回答	78	11.3%	105	16.2%

【事業所アンケート調査の結果】

■病院から退院する際にサービスの調整依頼はあるものの、調整がしきれないまま退院となるケースがあるため、医療との連携に課題を感じている事業所があり、関係機関との連携が求められています。

■他機関との連携、調整にあたっては、担当者が変わる際、後任への引継ぎが十分でないことが多いという意見もあり、連携にあたっては、その方策についても検討が求められます。

【関係団体アンケート調査の結果】

■相談支援専門員によって情報量の格差があることから、相談支援専門員の資質向上が求められています。そのためには、事例検討・事例研究の有効活用が考えられ、事例から地域課題を発見するとともに、相談支援専門員にとっての効果的な学びの場として、資質向上に役立つという意見があり、このような意見を踏まえた具体的な検討が求められます。

３．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

障がいのある人が希望する暮らしを送るために必要なこと

18～64 歳、65 歳以上ともに、「安心して過ごせる居場所」が最も多くなっています。

手帳所持者別でみると、18～64 歳の精神障がい者保健福祉手帳では「安心して過ごせる居場所」「経済的な援助の充実」「職業訓練の充実や働く場所の確保」「障がいの早期発見と継続的な支援」「同じような悩みや困りごとを抱える仲間（ピア）が集まって、相談し合えるような機会や場所づくり」、65 歳以上の精神障がい者保健福祉手帳では「経済的な援助の充実」「障がいの状況に対応した情報提供」「障がいのある人の人権を尊重した権利擁護事業の推進」「障がいのある人が活躍できる場や機会の充実」「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」の回答比率が他の手帳所持者に比べて高くなっています。

障がいのある人が希望する暮らしを送るために必要なこと【複数回答】

	18～64歳以上 総数 (N=692)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=175)	身体障害者手帳 (n=337)	療育手帳 (n=158)
同じような悩みや困りごとを抱える仲間（ピア）が集まって、相談し合えるような機会や場所づくり	19.7%	**24.6%**	16.3%	16.5%
職業訓練の充実や働く場所の確保	24.1%	**33.1%**	18.4%	20.3%
経済的な援助の充実	45.1%	**52.6%**	44.2%	36.1%
障がいの早期発見と継続的な支援	22.4%	**32.0%**	17.5%	15.8%
安心して過ごせる居場所	51.0%	**56.0%**	46.9%	51.9%

	65歳以上 総数 (N=642)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=40	身体障害者手帳 (n=511)	療育手帳 (n=42)
障がいのある人の人権を尊重した権利擁護事業の推進	13.7%	**22.5%**	13.3%	11.9%
経済的な援助の充実	25.6%	**35.0%**	25.6%	14.3%
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	9.4%	**17.5%**	8.6%	2.4%
障がいのある人が活躍できる場や機会の充実	12.3%	**20.0%**	11.2%	4.8%
障がいの状況に対応した情報提供	17.7%	**25.0%**	18.0%	4.8%
安心して過ごせる居場所	40.4%	35.0%	40.3%	21.4%

【事業所アンケート調査の結果】

■住宅入居支援において、精神障がいがあることで入居できる物件が限りなく少なくなり、物件を選べない状況にあります（不動産屋、オーナー、管理会社等の精神障がいに対する理解不足による）。

■特定相談支援の対応にあたり、精神障がいを抱えているなど介入が困難な利用者への受診等の支援が課題となっています。

【関係団体アンケート調査の結果】

■精神障がいへの理解について、各種サービス提供者への研修の機会が足りておらず、精神障がいやメンタルヘルスについての支援者向けの研修の機会の増加を要望する意見があります。

４．就労相談の充実、職場定着支援

【市民アンケート調査の結果】

現在利用している障がい福祉サービス、今後利用したい障がい福祉サービス　※18～64 歳のみ

現在利用している就労関連のサービスについては、「就労継続支援Ｂ型」が 8.2%と最も多く、次いで「就労継続支援 A 型」が 2.9%となっています。今後利用したいサービスについても、「就労継続支援Ｂ型」が 5.1%と最も多くなっていますが、「就労継続支援 A 型」も 4.8%と大差ない結果となっています。

障がい福祉サービスについて、今後求めるもの　※18～64 歳のみ

就労につながるサービスが複数あるものの、それぞれの具体的な違いが分からないといった意見があり、現状においては「就労継続支援Ｂ型」に偏りがみられますが、利用者が必要とする情報提供が進むことで、Ｂ型以外のサービスの利用が広がる可能性が考えられます。

現在の就労状況、今後の就労意向　※18～64 歳のみ

現在働いている方は 57.1%（「その他」を含む）、現在働いていない方は 37.7%となっています。

また、現在働いていない人のうち、今後働きたいと回答した方が 31.8%となっており、そのような人に対して、就労支援に向けた取り組みの充実が求められます。

現在の就労状況（福祉的就労を含む）

	18～64歳以上 総数（N=692）		
正社員	118	17.1%	
パート、アルバイト、臨時雇用	128	18.5%	
自営業	21	3.0%	
内職	8	1.2%	
就労移行支援	8	1.2%	
就労継続支援A型	26	3.8%	
就労継続支援B型	64	9.2%	
その他	22	3.2%	小計　57.1%（n=395）
働いている　小計	395	57.1%	
働いていたが今は働いていない	187	27.0%	
働いたことがない	74	10.7%	小計　37.7%（n=261）
無回答	36	5.2%	

今後の就労意向×現在の就労状況

	18～64歳以上 総数(N=692)		働いている (n=395)	働いていない (n=261)
1. 働きたい	302	43.6%	54.7%	31.8%
2. 働きたくない	70	10.1%	4.1%	19.9%
3. わからない	163	23.6%	12.2%	41.0%
無回答	157	22.7%	29.1%	7.3%

働いていない理由（現在働いていない方を対象）　※18～64 歳のみ

働くことへの不安については、「障がいが重いため」が 33.0%と最も多く、次いで「病気・高齢のため」が 24.5%、「仕事をすることが不安なため」が 18.0%となっています。

働いていない理由【複数回答】

	働いていない（n=261）	
障がいが重いため	86	33.0%
病気・高齢のため	64	24.5%
自分にあった仕事や自分にできる仕事がないため	40	15.3%
仕事を探しても見つからないため	24	9.2%
仕事をすることが不安なため	47	18.0%
通勤が難しいため	27	10.3%
学校に通っているため	4	1.5%
訓練中のため	3	1.1%
家事に専念しているため	24	9.2%
障がいを理解してもらえないため	18	6.9%
過去に嫌な経験をしたため	25	9.6%
現在の収入で生活できるため	8	3.1%
定年を迎えたため	6	2.3%
その他	24	9.2%
働きたいと思わない	30	11.5%
無回答	31	11.9%

【事業所アンケート調査の結果】

■サービスの認知度が低く、知識・スキルを学べば一般就労の可能性が十分にあると思われる方でも制度を知らない場合が多いという意見があり、必要とされているであろう方に情報を十分に届けるための、情報提供のあり方について検討が必要となっています。

■就労継続支援Ｂ型の事業所数が多く、供給過多のため各事業者の利用者増につながっていない状況にあることからも、Ｂ型以外のサービスの利用を広げるための取り組みが求められています。

【関係団体アンケート調査の結果】

■就労継続支援Ｂ型事業所の利用者層には幅広いニーズがあることが想像され、個別性の高い丁寧な就労支援をＢ型事業所だけで提供することは難しいという意見があり、他機関との連携・協働が欠かせない状況となっています。

■コロナ禍や物価の高騰など、経済状況の変化に伴い障がい者雇用の現場も常に変化している一方で、福祉の現場では、企業側の状況についてタイムリーに把握することが十分にできていないことと、企業側においても、障がい理解や個別性を重視した「合理的配慮」への取り組みなどについて多くの課題があるといった意見があり、福祉側・企業側双方の隔たりを解消するための連携・協働体制を構築し、互いに理解を深め合うことができるよう、継続的な努力が求められています。

５．意思疎通支援の提供体制の充実

【市民アンケート調査の結果】

家族以外の人との意思疎通にあたっての介助の必要性

家族以外の人との意思疎通について、18～64 歳では「一部介助が必要」が 19.4%、「全部介助が必要」が 6.6%、65 歳以上では「一部介助が必要」が 17.3%、「全部介助が必要」が 6.3%となっています。

主な障がい種別でみると、18～64 歳では「聴覚障がい」「知的障がい」、65 歳以上では「知的障がい」「精神障がい」で介助が必要となる回答比率が高くなっています。また、回答総数が少ないものの「言語障がい」「高次脳機能障がい」でも介助が必要となる回答比率が高くなっています。

家族以外の人との意思疎通×主な障がい種別

	18～64歳以上　総数(N=692)				65歳以上　総数(N=649)			
		ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要		ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
総数	692	71.1%	19.4%	6.6%	649	68.4%	17.3%	6.3%
視覚障がい	18	77.8%	5.6%	11.1%	35	60.0%	20.0%	2.9%
聴覚障がい	17	64.7%	35.3%	0.0%	77	70.1%	14.3%	1.3%
言語障がい	2	50.0%	50.0%	0.0%	10	20.0%	40.0%	40.0%
肢体不自由	101	82.2%	10.9%	6.9%	115	74.8%	8.7%	9.6%
内部障がい	46	97.8%	2.2%	0.0%	66	86.4%	10.6%	1.5%
知的障がい	92	28.3%	42.4%	25.0%	8	37.5%	25.0%	37.5%
精神障がい	188	75.5%	18.6%	2.7%	27	55.6%	25.9%	7.4%
発達障がい	50	68.0%	26.0%	4.0%	3	66.7%	0.0%	33.3%
強度行動障がい	0				2	0.0%	50.0%	50.0%
高次脳機能障がい	10	70.0%	20.0%	10.0%	6	33.3%	66.7%	0.0%
難病	23	69.6%	13.0%	13.0%	22	63.6%	27.3%	9.1%
その他	56	94.6%	1.8%	0.0%	108	76.9%	14.8%	2.8%
無回答	102	61.8%	25.5%	7.8%	170	61.8%	21.8%	6.5%

【関係団体アンケート調査の結果】

■パソコンやスマートフォンの使用の有無・年齢層により、情報格差が広がっているのではないかという意見があり、タイムリーに情報を得ることが難しい方への有効な媒体について検討が必要となっています。

■聴覚障がい者の環境に関して、手話通訳などが不足している状況にあります。手話の活用にあたっては、ＡＩの進歩により、画像での手話が可能になれば、手話通訳士の人員不足を補うことが可能になると考えられ、今後の技術革新等について展望していく必要があります。

6．差別の禁止、合理的配慮

【市民アンケート調査の結果】

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについての有無

障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことについての有無については、18 歳未満では、「ある」と「少しある」を合わせると半数を超えています。年齢が高くなるにつれて「ない」が多くなっています。

障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことの有無

	18歳未満 総数（N=104）		18～64歳以上 総数（N=692）		65歳以上 総数（N=649）	
ある	26	25.0%	132	19.1%	29	4.5%
少しある	31	29.8%	136	19.7%	51	7.9%
ない	40	38.5%	358	51.7%	471	72.6%
無回答	7	6.7%	66	9.5%	98	15.1%

障害者差別解消法の周知

障害者差別解消法の周知については、いずれの年齢層で大きな差がなく、7 割近くの人が「名前も内容も知らない」となっており、周知が進んでいない状況にあります。

障害者差別解消法の周知

	18歳未満 総数（N=104）		18～64歳以上 総数（N=692）		65歳以上 総数（N=649）	
名前も内容も知っている	8	7.7%	132	5.3%	21	3.2%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	18	17.3%	136	17.3%	113	17.4%
名前も内容も知らない	72	69.2%	358	68.8%	421	64.9%
無回答	6	5.8%	66	8.5%	94	14.5%

【関係団体アンケート調査の結果】

■小学校の授業への取り込みや小学生から学ぶことが差別や人としての尊重、理解につながるという意見があり、市民アンケートにおいても、年齢が上がるにつれて、差別を受けたことが「ない」の回答が多くなっていることから、低年齢時から学ぶことで、より差別の解消につながっていくことが考えられます。

7．高齢化に伴う支援の検討

【市民アンケート調査の結果】

要介護認定の状況、介護保険サービスの利用状況　※65 歳以上のみ

要介護認定の状況については、「受けている」が 47.1%となっており、そのうち介護保険サービスを「利用している」が 81.4%となっています。

介護保険に移行する際に困ったことの有無　※65 歳以上のみ

65 歳以上になり介護保険に移行する際に困ったことがあるかの有無については、「困ったことがある」が5.2%にとどまっており、前回調査（令和２年８月実施）に比べて減少しています。

	今回調査	前回調査
回答総数	649	528
困ったことがある	34 5.2%	38 7.2%

困ったことの内容【複数回答】 ※65 歳以上のみ

困ったことの内容については、「利用者負担が発生した」が最も多くなっており、前回調査と同様の傾向となっています。

介護保険に移行する際に困ったことの内容【複数回答】

	今回調査（n=35）		前回調査（n=38）	
利用者負担が発生した	20	57.1%	15	39.5%
支援者が変わった	2	5.7%	2	5.3%
支援内容が変わった	5	14.3%	4	10.5%
サービス量が減少した	3	8.6%	5	13.2%
サービス提供事業所の変更が必要になった	2	5.7%	6	15.8%
その他	4	11.4%	9	23.7%
無回答	5	14.3%	5	13.2%

【事業所アンケート調査の結果（再掲）】

■利用者の高齢化にともない、介護保険サービスへの移行が増加していると考えられ、利用者が減少傾向にある一方で、加齢による認知症や生活習慣病等の発病による対応が増加しています。

【関係団体アンケート調査の結果】

■障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する際に、使えなくなる、または縮小されるサービスがあることは、加齢に伴い生活しづらさが増すこととなり、利用者・介護保険サービス事業者ともに困ることがあると懸念する意見があり、障がい福祉サービス事業者、介護保険サービス事業者ともに現状と課題を共有し、互いの支援の在り方を見直し工夫と改善を図ることが求められています。

■介護＝高齢者ではなく、命や生活を守るために必要なシステムとして、介護サービスを理解することが必要であるとの意見があり、高齢化に伴い誰にも起こりうる危険な状況等（例：熱中症）に直面した際、命を守るためのサービスとして供給していくことが求められています。

第２節　障がい児福祉計画に関連する内容

１．施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携、医療的ケア児の協議の場

【市民（18 歳未満対象）アンケート調査の結果】

医療を受けるにあたり困ること

医療を受けるにあたり困ることについては、「通院するための家族の負担が大きい」が 24.0%で最も多くなっており、次いで「専門的な治療を行う病院が身近にない」「交通費の負担が大きい」が 14.4%となっています。医療的ケアを受けている場合においても同様に上記の内容が高くなっていますが、「専門的なリハビリができる施設が身近にない」「障がいが理由で治療を受けにくい診療科がある」の回答比率も 20%以上と高くなっています。

医療を受けるにあたり困ること【複数回答】

	総数（N=104）		医療的ケアを受けていいない（n=78）		医療的ケアを受けている（n=14）	
通院するときに手助けしてくれる人がいない	8	7.7%	6	7.7%	1	7.1%
通院するための家族の負担が大きい	25	24.0%	18	23.1%	5	**35.7%**
専門的な治療を行う病院が身近にない	15	14.4%	10	12.8%	5	**35.7%**
専門的なリハビリができる施設が身近にない	12	11.5%	9	11.5%	3	**21.4%**
ちょっとした病気やけがのときに受け入れてくれる病院が身近にない	3	2.9%	1	1.3%	1	7.1%
障がいが理由で治療を受けにくい診療科がある	13	12.5%	7	9.0%	3	**21.4%**
医師に病気のことや薬のことを気軽に聞けない	3	2.9%	2	2.6%	1	7.1%
交通費の負担が大きい	15	14.4%	10	12.8%	4	**28.6%**
医療費の負担が大きい	4	3.8%	2	2.6%	1	7.1%
症状をうまく説明できない、医師等の説明が難しくて理解できない	10	9.6%	8	10.3%	1	7.1%
どこに行ったらいいかわからない	11	10.6%	9	11.5%	2	14.3%
誰に聞いたらいいかわからない	8	7.7%	6	7.7%	2	14.3%
手話や筆談などの対応をしてくれない	2	1.9%	2	2.6%	0	0.0%
その他	6	5.8%	2	2.6%	1	7.1%
特に困っていない	46	44.2%	38	48.7%	3	21.4%
無回答	6	5.8%	3	3.8%	1	7.1%

外出目的

「通学・通園・通勤」が９割以上を占めており、次いで「買い物に行く」「医療機関への受診」が多くなっています。「医療機関への受診」については、医療的ケアを受けている場合は 71.6%となっており、回答総数の 51.9%を 20 ポイント上回っています。また、「訓練やリハビリに行く」についても回答総数 17.3%に対して医療的ケアを受けている場合は 28.3%と 11 ポイント上回っています。

外出目的【複数回答】

	総数（N=104）		医療的ケアを受けていいない（n=78）		医療的ケアを受けている（n=14）	
通学・通園・通勤	98	94.2%	72	92.3%	13	92.9%
障がい児通所支援事業所に通所	41	39.4%	31	39.7%	4	28.6%
医療機関への受診	54	51.9%	37	47.4%	10	**71.4%**
訓練やリハビリに行く	18	17.3%	13	16.7%	4	**28.6%**
友人・知人に会う	28	26.9%	24	30.8%	1	7.1%
買い物に行く	56	53.8%	45	57.7%	5	35.7%
習いごとに行く	29	27.9%	25	32.1%	2	14.3%
趣味に取り組む	12	11.5%	10	12.8%	2	14.3%
スポーツをする	4	3.8%	3	3.8%	1	7.1%
芸術活動に取り組む	2	1.9%	2	2.6%	0	0.0%
散歩に行く	19	18.3%	14	17.9%	3	21.4%
その他	9	8.7%	6	7.7%	1	7.1%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

その他　自由意見の内容より

・障がい者専用の総合病院があれば、嫌な思いをせずに診察が受けられる。

・専門知識を有する療育者、教師が少ないため、人材育成に力を入れてほしい。

【関係団体アンケート調査の結果】

■障がい児の療育支援事業における質の向上のために、専門研修などを重視していく必要がある。

２．児童発達支援センターの充実及び療育の向上、担保

【児童発達支援アンケート調査の結果】

調査対象の児童の状況

「知的な発達がゆっくりで不自由さがある（ことばが遅い、理解力が弱いなど）」が 64.6%、「発達に偏りやでこぼこさがある（こだわりが強い、落ち着きがないなど）」が 58.3%と多くなっています。

お子さんの状況について【複数回答】

	総数（N＝288）	
身体的な不自由さがある（手足、目、耳など）	22	7.6%
知的な発達がゆっくりで不自由さがある（ことばが遅い、理解力が弱いなど）	186	64.6%
発達に偏りやでこぼこさがある（こだわりが強い、落ち着きがないなど）	168	58.3%
病気等がある	18	6.3%
その他	23	8.0%
上記に該当なし	9	3.1%
無回答	3	1.0%

現在の利用状況について（利用施設別）

児童発達支援の利用にあたっては、「満足している」が約８割となっています。

利用施設別にみると民間事業所（市内）の「満足している」が 83.1%となっており、児童発達支援センター守口市立わかくさ園・わかすぎ園および民間事業所（市外）に比べて高くなっています。

児童発達支援の現在の利用状況の満足度×利用施設別【複数回答】

	満足している	満足していない	どちらでもない	無回答
利用者　総数（n=254）	79.9%	6.7%	11.0%	2.4%
わかくさ・わかすぎ園（n=49）	73.5%	8.2%	16.3%	2.0%
民間事業所（市内）（n=160）	83.1%	4.4%	10.0%	2.5%
民間事業所（市外）（n=75）	72.0%	8.0%	16.0%	4.0%
その他（n=15）	86.7%	6.7%	6.7%	0.0%

満足している理由（利用施設別）

満足している理由については、「子どもが楽しんでいる」が 92.1%と最も多く、次いで「子どもが成長しているのがわかる」が 84.2%となっています。続いて「事業所が真剣に取り組んでくれる」が 67.5%となっており、事業者側の取り組みについても一定の評価がされています。

利用施設別にみると、民間事業所（市内）の「利用回数や時間が良い」、民間事業所（市外）の「事業所が真剣に取り組んでくれる」が、他の施設に比べて高くなっています。

満足している理由【複数回答】×利用施設別

	総数（n=203）	わかくさ・わかすぎ園（n=36）	民間事業所（市内）（n=133）	民間事業所（市外）（n=54）	その他（n=13）
子どもが成長しているのがわかる	84.2%	97.2%	82.0%	83.3%	92.3%
子どもが楽しんでいる	92.1%	94.4%	90.2%	92.6%	100.0%
プログラムの内容が合っている	40.4%	44.4%	39.1%	48.1%	46.2%
事業所が真剣に取り組んでくれる	67.5%	66.7%	66.2%	79.6%	69.2%
事業所が保護者のケアを行ってくれる	28.6%	38.9%	24.1%	31.5%	46.2%
安心して就労ができる	19.2%	13.9%	21.8%	18.5%	46.2%
事業所が近くにある	26.1%	25.0%	29.3%	16.7%	38.5%
利用回数や時間が良い	28.1%	16.7%	34.6%	24.1%	30.8%
その他	2.5%	2.8%	3.0%	3.7%	0.0%

満足していない理由（利用施設別）

満足していない理由については、「利用できる時間が短い」が 7 件、「利用できる日数が少ない」が 4 件と利用条件にかかる内容が多くなっています。また、「その他」の具体的な内容については、「OT（作業療法士）、PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）などの専門の人が少ない」といった回答が多くなっています（9 件中 6 件）。

満足していない理由【複数回答】×利用施設別

	総数（n=17）	わかくさ・わかすぎ園（n=4）	民間事業所（市内）（n=7）	民間事業所（市外）（n=6）	その他（n=1）
プログラムとの相性がよくない	1	0	1	0	0
スタッフとの相性が良くない	1	0	0	0	0
スタッフの経験や知識が不足している	3	0	1	1	0
保護者のケアがない	1	0	0	1	0
利用できる日数が少ない	4	1	3	1	0
利用できる時間が短い	7	1	3	4	0
その他	9	3	2	3	1

【市民（18 歳未満対象）アンケート調査の結果】

現在利用している障がい福祉サービス【複数回答】

本アンケートの対象が主に就学児童を対象としており（回答者の年齢は 6 歳以上）、「放課後等デイサービス」が 61.5%と最も多い一方で「児童発達支援」は 8.7%にとどまっています。

今後利用したい障がい福祉サービス【複数回答】

就労系のサービスが多くなっており、「就労移行支援」が 24.0%、「就労継続支援Ａ型」が 20.2%、「就労継続支援Ｂ型」が 18.3%、「就労定着支援」が 16.3%となっています。

【児童発達支援アンケート調査の結果】

児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）に対して希望すること

・幼稚園などとの並行通園が出来るようになってほしい
・療育時間を延長してほしい
・職員の増員および職員の知識向上
・個別指導や言語・作業療法の訓練の回数を増やしてほしい

児童発達支援事業所（民間事業所）に対して希望すること

・土日祝日の利用ができるところを増やしてほしい
・OT（作業療法士）、PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）など、専門職を増やしてほしい
・利用する前に、事業者の特徴などが分かる情報がほしい（事業所によって差があるため）
・親子で参加できる行事、親同士の交流の場を増やしてほしい
・送迎サービスのある事業者が増えてほしい

【市民（18 歳未満対象）アンケート調査の結果】

障がい福祉サービスについて、今後改善などを求めるもの

「放課後等デイサービス」

・希望するサービスに対して、利用できる事業所が少なく利用できないため、事業所を増やしてほしい
・支給日数を増やしてほしい
・共働きでも対応できるよう、送迎時間帯を延長してほしい
・学童に比べて利用料金が高く、負担が大きい。学童と同等の利用料金に下げてほしい

「就労継続支援Ａ型・Ｂ型」

・現時点でＡ型かＢ型にどちらになるのがわからない。その子に合った就労ができるようになればいい

「障がい児相談支援、計画相談支援」

・受給者証の有無にかかわらず気軽に障がいのことを相談できるようになってほしい

「移動支援」

・障がいの程度に関係なく、使用できるようにしてほしい
・通学・通勤でも利用できるようにしてほしい

【事業所アンケート調査の結果】

■市内の放課後等デイサービスの事業所数の増加に伴い、各事業所において、新規利用者の確保が困難になってきています。

■不登校児童への対応での課題があり、保護者自身での対応が困難な状況となっている家庭においては、連絡なしにキャンセルされる事があり、送迎に支障をきたしたり、キャンセル待ちで利用を希望している利用者の受け入れができない状況があります。

■人材の確保が課題となっており、特に送迎車台数分の運転手・添乗員を確保し続けていくことが困難な状況となっています。

【関係団体アンケート調査の結果】

■放課後デイサービスなど相談にのってくれる機関があるものの、子どもが大きくなるにつれて徐々に相談できる機関が減っていく状況にあります。例えば、小学校以降にひきこもりになる場合、徐々に支援機関が減り、ご家族が孤立してしまうことが現状としてあります。親子が孤立してしまわないような、切れ目のない支援体制が必要となっています。

■学校と事業者の連携にかかる実践事例報告を保護者を含めて共有することで、よりよい支援が進むことが考えられます。保護者と放課後等デイサービス事業所、関係者との意識の共有が求められています。

守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

第４章　計画の推進方針

第１節　第３次守口市障がい者計画との関係

１．第３次守口市障がい者計画の基本理念・基本原則・重点施策

（１）基本理念

障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口

（２）基本原則

①障がい者の人権の尊重、自己決定権の尊重

②ともに自立し、支え合う社会の実現

③障がい者差別の禁止、社会的障壁の除去及び必要かつ合理的な配慮

④多様な主体による協働

⑤ライフステージや障がい特性等に配慮した切れ目のない支援

（３）重点施策

重点施策１ 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進

長期にわたり、社会的入院や施設入所を続けている障がいのある人について、地域生活への移行を促進するとともに、地域での自立生活に向けた支援体制の構築に努めます。

重点施策２ 就労支援の充実・強化

障がいのある人が、より能力を発揮できる社会の構築に向けて、障がい特性や適性に応じた就労支援を強化し、障がいのある人の就労環境の安定に努めます。

重点施策３ 施策の谷間にあった分野への支援の充実

発達障がい、高次脳機能障がい、障がいのある児童及びその家族、重症心身障がい児者、盲ろう者、難病患者への支援を強化し、障がい種別等による支援体制の格差解消を図ります。

重点施策４ 保健・教育・労働・まちづくりなど生活場面に応じた施策の推進

障がいのある人が、住み慣れた地域で安定した生活を継続できるよう、それぞれの生活場面やライフステージに応じた支援を提供します。

重点施策５ 障がい者差別の禁止及び合理的配慮の普及

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに尊重し合う社会を実現するために、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について普及・啓発に努めます。

２．第３次守口市障がい者計画と本計画における関連項目

「第３次守口市障がい者計画」は、本市の障がい福祉施策全般に関わる行動計画を設定しており、その中で優先的に取り組むべき課題として、前頁に示した５つの重点施策を設けています。

本計画は前計画の後続計画にあたり、これら５つの重点施策に基づき、今後３年間で重点的に推進する 14 の取り組みを設定し、それらに関連する「第７期大阪府障がい福祉計画及び第３期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標等との整合を図るとともに、障がい福祉サービス等の充実に向けた活動指標を設けています。

第３次守口市障がい計画と本計画における関連項目①

５つの重点施策	本計画における関連項目	
	14 の取り組み	大阪府　成果目標
重点施策１ 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進	【取り組み１】 地域生活支援拠点等の整備・拡充	・地域生活支援拠点の整備 ・地域生活支援拠点等の運用状況の検討・検証 ・強度行動障がいを有する人への支援体制の整備
	【取り組み２】 相談支援機能の充実	・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 ・相談支援事業者の人材育成の支援 ・相談機関との連携強化の取り組み
	【取り組み３】 障がい者自立支援協議会の活性化	
	【取り組み４】 施設入所者の地域生活への移行	・施設入所者の削減 ・地域移行者の増加
	【取り組み５】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神病床退院後１年以内の地域における平均生活日数 ・精神病床における１年以上長期入院患者数 ・精神病床における早期退院率 （入院後３か月・６か月・１年の退院率）
	【取り組み６】 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	・障がい福祉サービス等各種研修支援への市町村職員の参加 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制有無・実施件数
重点施策２ 就労支援の充実・強化	【取り組み７】 就労相談の充実	・福祉施設利用から一般就労への移行者数の増加
	【取り組み８】 職場定着支援	・就労継続支援（B 型）事業所における工賃平均額の増加 ・一般就労の移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の人数 ・就労支援事業所ごとの就労定着率
重点施策３ 施策の谷間にあった分野への支援の充実	【取り組み９】 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携	・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
	【取り組み 10】 医療的ケア児の協議の場	・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
	【取り組み 11】 児童発達支援センターの充実	・児童発達支援センターの設置 ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
重点施策４ 保健・教育・労働・まちづくりなど生活場面に応じた施策の推進	【取り組み 12】 教育の向上、担保	・保育所等訪問支援の充実
	【取り組み 13】 意思相通支援の提供体制の充実	
重点施策５ 障がい者差別の禁止及び合理的配慮の普及	【取り組み 14】 差別の禁止、合理的配慮	

第３次守口市障がい者計画と本計画における関連項目②

14 の取り組み	障がい福祉サービス、地域生活支援事業等
【取り組み１】 地域生活支援拠点等の整備・拡充	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障がい者等包括支援 ⑥短期入所 ⑦共同生活援助 ⑧移動支援事業
【取り組み２】 相談支援機能の充実	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援 ④相談支援事業 　障がい者相談支援事業 　基幹相談支援センターの設置 　基幹相談支援センター等機能強化事業 　住宅入居等支援（居住サポート）事業 ⑤地域活動支援センター
【取り組み４】 施設入所者の地域生活への移行	①施設入所支援 ②療養介護 ③自立生活援助
【取り組み５】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障がいのある人の地域移行支援サービス 　精神障がいのある人の地域移行支援 　精神障がいのある人の地域定着支援 　精神障がいのある人の共同生活援助 　精神障がいのある人の自立生活援助 ②保健・医療・福祉関係者よる協議の場の開催回数・参加者数の目標設定及び評価の実施回数
【取り組み７】 就労相談の充実	①就労移行支援 ②就労継続支援（A 型・B 型） ③生活介護 ④自立訓練（機能訓練・生活訓練）
【取り組み８】 職場定着支援	①就労定着支援
【取り組み 12】教育の向上、担保	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 ⑥障がい児相談支援 ⑦発達障がいのある児童等に対する支援 　ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の受講者数 　ペアレントメンターの人数 　ピアサポート活動の参加人数
【取り組み 13】意思疎通支援の提供体制の充実	①意思疎通支援事業 　手話通訳者派遣事業 　文字通訳者派遣事業 　手話通訳者設置事業 　手話奉仕員養成研修事業 ②日常生活用具給付等事業
【取り組み 14】 差別の禁止、合理的配慮	①理解促進研修・啓発事業 　自発的活動支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 　成年後見制度法人後見支援事業

第２節　計画推進のための取り組み及び活動指標

１．地域生活支援拠点等の整備・拡充

障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるため、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目なく支援を提供できる体制を構築することを目的としています。

本市では、必要とされる支援・機能を複数の事業所で分担し、連携することで地域を支える「面的整備」を実施します。障がいのある人及び児童の地域生活には、「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」の５つの機能が必要であり、それぞれの機能について引き続き整備・拡充を図ります。また、障がい者自立支援協議会などを活用して、整備した地域生活支援拠点等での支援の実績等を踏まえた運用状況を検証・検討していきます。

（１）成果目標等について

①地域生活支援拠点等の整備　確保目標

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点				
	支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	３か所	３か所	３か所
	コーディネーターの配置	０人	１人	１人
	障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	０人	１人	１人

目標値　設定の考え方

地域生活支援拠点等については、令和３年度に１か所、令和５年度に２か所の施設を新たに開設し、緊急時の連絡体制等の構築を進めました。第７期計画期間においては、拠点機能の充実に向けて、人材の配置を進めます。

②地域生活支援拠点等の運用状況についての検証・検討の実施　目標値

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況についての検証・検討の実施	年間実施回数	１回	１回	１回

目標値　設定の考え方

大阪府の基本的な考え方に準じ、障がい者自立支援協議会等の活用により、検証・検討を実施することを想定し、目標値を設定しました。

＜守口市地域生活支援拠点等の整備の全体像＞

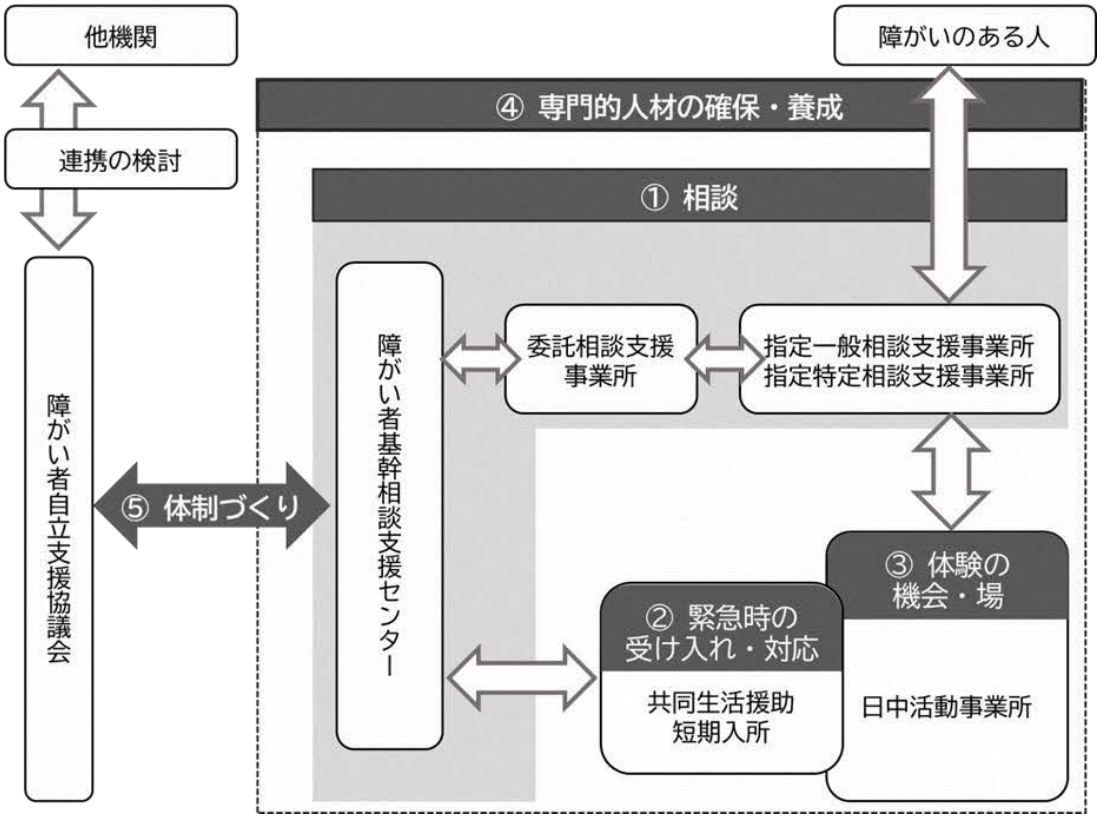

【５つの機能】

①相談	緊急時の支援が見込めない世帯に対して常に連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急事態が発生したときに必要なサービス調整や相談等を行います。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言や人材育成のさらなる強化・充実など相談支援体制の一層の強化を図ります（成果目標等については 43 ページに記載）。
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所の活用により緊急時の受け入れ体制を常に確保し、介護者の急病や虐待発生時の受け入れ、医療機関に対する必要な連絡対応等を行います。
③体験の機会・場	地域移行や親元からの自立に向けて、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や 1 人暮らしの体験の機会を提供します。
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアや行動障がい、高齢化に伴う障がいの重度化について専門的な対応を取るための体制整備や人材育成を行います。
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応するため、サービスの提供体制の確保・充実・均てん化や、社会資源の連携体制の構築を行います。また、今後整備予定の地域生活支援拠点に福祉避難所の機能を付加し、発災時等において障がいのある人の安全確保に向けた取り組みを進めます。

③強度行動障がいを有する人への支援体制の整備

強度行動障がいを有する人への特性に適した環境調整や適切な支援を行うため、より早期の段階から適切な支援を継続的に提供する支援体制の整備を図ります。

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施	実施	―	―
「大阪府強度行動障がい地域連携モデル」を参考とした取り組みの実施	―	実施	実施

目標値　設定の考え方

大阪府の基本的な考え方に準じ、支援体制の整備を進めるため、調査の実施を先行し、調査結果等も踏まえた取り組みを実施します。

（２）障がい福祉サービス等の見込量

①居宅介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事、通院等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。（18 歳未満の児童も利用可能な場合あり）

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	125 人	125 人	125 人	118 人	117 人	125 人
	月平均利用時間総数	3,316 時間	3,316 時間	3,316 時間	2,629 時間	2,710 時間	3,316 時間
知的障がい	月平均利用人数	112 人	112 人	112 人	113 人	108 人	112 人
	月平均利用時間総数	1,544 時間	1,544 時間	1,544 時間	1,339 時間	1,270 時間	1,544 時間
精神障がい	月平均利用人数	174 人	181 人	188 人	149 人	155 人	168 人
	月平均利用時間総数	2,525 時間	2,627 時間	2,728 時間	2,026 時間	2,069 時間	2,438 時間
児童	月平均利用人数	8 人	8 人	8 人	6 人	8 人	8 人
	月平均利用時間総数	90 時間	92 時間	95 時間	78 時間	82 時間	87 時間
合 計	月平均利用人数	419 人	426 人	433 人	386 人	388 人	413 人
	月平均利用時間総数	7,475 時間	7,579 時間	7,683 時間	6,072 時間	6,131 時間	7,385 時間

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

身体障がい、知的障がいの利用人数については、令和２～３年度の利用が落ち込む一方で、令和４年度に回復傾向がみられ、令和元年度以前の実績と同水準となっています。平成 29 年度～令和元年度においては、横ばいで推移していたため、第７期においても令和４年度の実績を維持すると見込みました。

精神障がいの利用人数については、令和２～４年度にかけて増加しており、その増加率を踏まえて見込みました。

児童については、利用人数については、第５期～６期にかけて大きな変化がなく、令和４年度実績の現状維持としましたが、１人当りの利用時間が増加傾向にあることから、利用時間については増加を見込みました。

●利用時間総数

身体障がい、知的障がいの利用時間については、令和４年度における一人当りの利用時間が、令和３年度より大きく増加していることから、第７期においても同水準と見込みました。

精神障がいは、第６期における一人当りの利用時間の伸びを考慮し、算出しました。

児童についても、第６期における一人当りの利用時間の伸びを考慮し、算出しました。

②重度訪問介護

重度の障がいにより常に介護を必要とする人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、排せつ、食事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や、外出時の移動支援等を総合的に行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	27 人	27 人	27 人	28 人	27 人	27 人
	月平均利用時間総数	4,884 時間	5,400 時間	5,971 時間	3,747 時間	3,955 時間	4,417 時間
知的障がい	月平均利用人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	月平均利用時間総数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
精神障がい	月平均利用人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	月平均利用時間総数	163 時間	163 時間	163 時間	163 時間	157 時間	161 時間
合　計	月平均利用人数	28 人	28 人	28 人	29 人	28 人	28 人
	月平均利用時間総数	5,047 時間	5,563 時間	6,134 時間	3,910 時間	4,112 時間	4,578 時間

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和２～４年度にかけて、いずれの障がいも大きな変化がなく、令和４年度の水準を維持すると見込みました。

●利用時間総数

身体障がいの利用時間については、令和２～４年度における増加率を踏まえて見込量の算出を進めました。

精神障がいの利用時間については、令和２～４年度において最も多かった令和２年度の実績を維持すると見込みました。

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要となる情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行います。（18 歳未満の児童も利用可能な場合あり）

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	76 人	76 人	76 人	53 人	52 人	52 人
	月平均利用時間総数	1,681 時間	1,681 時間	1,681 時間	1,098 時間	1,097 時間	1,118 時間
児童	月平均利用人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	月平均利用時間総数	4 時間	4 時間	4 時間	1 時間	4 時間	2 時間
合 計	月平均利用人数	77 人	77 人	77 人	54 人	53 人	53 人
	月平均利用時間総数	1,685 時間	1,685 時間	1,685 時間	1,099 時間	1,101 時間	1,120 時間

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和２～４年度にかけて、身体障がい、児童ともに大きな変化がないものの、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛等の影響していると考えられ、平成 30 年度（合計 77 人）、令和元年度の実績（合計 71 人）を大きく下回っています。令和６年度以降は、平成 30 年度の実績まで回復すると見込みますが、平成 30 年度以前の利用実績については、横ばいとなっていることから、第７期計画期間も同様に推移すると見込みました。

●利用時間総数

利用人数と同様に身体障がいについては平成 30 年度における実績を見込み、児童については、利用時間が最も多かった令和３年度の実績を見込みました。

④行動援護

知的障がいや精神障がいにより判断能力が制限されている人が行動する際、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援を行います。（18 歳未満の児童も利用可能な場合あり）

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
知的障がい	月平均利用人数	64 人	72 人	82 人	34 人	38 人	50 人
	月平均利用時間総数	1,470 時間	1,661 時間	1,878 時間	793 時間	880 時間	1,125 時間
精神障がい	月平均利用人数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
	月平均利用時間総数	23 時間	23 時間	23 時間	0 時間	0 時間	0 時間
児童	月平均利用人数	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人
	月平均利用時間総数	5 時間	5 時間	5 時間	2 時間	0 時間	5 時間
合 計	月平均利用人数	66 人	74 人	84 人	35 人	38 人	51 人
	月平均利用時間総数	1,498 時間	1,689 時間	1,906 時間	795 時間	880 時間	1,130 時間

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和２、３年度において、知的障がいについては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響により、令和元年度以前に比べて利用人数が減少しています。なお、令和４年度においては、令和元年度の水準まで利用人数が回復し、令和元年度以前においては増加傾向にあったため、平成 30 年度～令和元年度（46 人→52 人）の増加率を踏まえて、増加を見込みました。

児童については、令和４年度の実績を見込みます。

精神障がいの利用については、第５期、６期にかけて利用実績はありませんでしたが、今後は１人の利用を見込みます。

●利用時間総数

一人当りの利用時間については、大きな変化がなく、令和４年度の実績を維持すると見込み（利用実績が無い精神障がいも知的障がいと同じ時間とする）、利用人数の見込量に乗じて設定しました。

⑤重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均 利用人数	０人	０人	０人	０人	０人	０人
	月平均 利用時間総数	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間
知的障がい	月平均 利用人数	０人	０人	０人	０人	０人	０人
	月平均 利用時間総数	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間
精神障がい	月平均 利用人数	０人	０人	０人	０人	０人	０人
	月平均 利用時間総数	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間
合　計	月平均 利用人数	０人	０人	０人	０人	０人	０人
	月平均 利用時間総数	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間	０時間

利用見込量　算出の考え方

重度障がい者等包括支援については、前計画において本市での利用対象者はいませんでした。また、提供事業者も非常に少ないため、本計画においても、見込量はないものと算定しました。

今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には、提供事業者の確保及び適切な支給に努めます。

⑥短期入所

障がいのある人を介護している家族が、病気や出産その他の事情により介護を行えない場合、障がいのある人が一時的に施設へ入所することで、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を受けることができます。（18歳未満の児童も利用可能な場合あり）。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	28 人	28 人	28 人	15 人	18 人	22 人
	月平均利用日数総数	147 人日	147 人日	147 人日	99 人日	99 人日	117 人日
知的障がい	月平均利用人数	50 人	50 人	50 人	27 人	23 人	28 人
	月平均利用日数総数	265 人日	265 人日	265 人日	188 人日	158 人日	185 人日
精神障がい	月平均利用人数	3 人	3 人	3 人	2 人	3 人	1 人
	月平均利用日数総数	19 人日	19 人日	19 人日	14 人日	29 人日	6 人日
児童	月平均利用人数	16 人	16 人	16 人	11 人	13 人	16 人
	月平均利用日数総数	71 人日	71 人日	71 人日	64 人日	81 人日	71 人日
合 計	月平均利用人数	97 人日	97 人日	97 人日	55 人	57 人	67 人
	月平均利用日数総数	502 人日	502 人日	502 人日	365 人日	367 人日	379 人日

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和２～３年度おいては、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛等が影響していることから、令和元年度以前に比べて減少していることが考えられますが、令和４年度においては、利用人数が回復しています。なお、令和４年度実績としても、コロナ禍の影響を受ける前の令和元年度実績を下回っており（児童のみ同水準）、第７期においては、令和元年度実績まで回復すると見込みました。なお、知的障がいについては、他の障がいに比べて令和元年度（50 人）と令和４年度の実績の差が大きくなっています。

●利用日数総数

利用人数と同様に、令和元年度における実績を見込みました。令和元年度と令和４年度の 1 人当りの月平均の利用日数については、概ね一致しています。

⑦共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	51 人	54 人	57 人	43 人	45 人	48 人
知的障がい	月平均利用人数	217 人	230 人	243 人	183 人	194 人	205 人
精神障がい	月平均利用人数	57 人	67 人	78 人	36 人	41 人	49 人
合 計	月平均利用人数	325 人	351 人	378 人	262 人	280 人	302 人

利用見込量　算出の考え方

いずれの障がいも増加傾向にあり、それぞれ令和２～４年の増加率を考慮して算出しました。
精神障がいの増加率が、他の障がいに比べて高くなっています。

⑧移動支援事業

障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	168 人	168 人	168 人	148 人	140 人	130 人
	月平均利用時間総数	23,444 時間	23,444 時間	23,444 時間	14,237 時間	14,342 時間	16,256 時間
知的障がい	月平均利用人数	220 人	220 人	220 人	202 人	193 人	196 人
	月平均利用時間総数	37,080 時間	37,080 時間	37,080 時間	23,316 時間	22,316 時間	25,244 時間
精神障がい	月平均利用人数	50 人	50 人	50 人	43 人	52 人	54 人
	月平均利用時間総数	5,034 時間	5,034 時間	5,034 時間	3,381 時間	3,779 時間	4,978 時間
児童	月平均利用人数	27 人	27 人	27 人	20 人	16 人	19 人
	月平均利用時間総数	1,338 時間	1,338 時間	1,338 時間	509 時間	811 時間	1,146 時間
合 計	月平均利用人数	6,760 人	6,760 人	6,760 人	413 人	401 人	399 人
	月平均利用時間総数	66,896 時間	66,896 時間	66,896 時間	41,443 時間	41,248 時間	47,624 時間

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和２～４年度おいては、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛が影響していることが考えられ（ただし、身体障がいを除き、令和３～４年度にかけては微増）。令和元年度の実績を大きく下回っています（合計　463 人、57,893 時間）。第７期においては、平成 30 年度の実績値まで回復すると見込みます。

●利用時間総数

利用人数と同様に、平成 30 年度における実績を見込みました。

（３）高齢化に伴う支援

障がいのある人の高齢化に伴って、介護保険サービスに移行する際に、これまで利用していた障がい福祉サービスと同程度の支援が確保できない、長年利用していた事業所が利用できないといった意見がしばしば聞かれ、65 歳を境に利用できるサービス内容や事業所が変わってしまうことに抵抗を感じている人がいることから、そのような方への支援が必要となっています。

令和５年度に、新たに地域生活支援拠点として整備した日中活動支援事業所では、共生型サービスの機能を持たせることで、介護保険適用年齢到達後においても、引き続き通い慣れた事業所に通所できる体制を整えてきました。

また、介護保険サービス移行における手続きや引継ぎをスムーズにするため、相談支援専門員をはじめとする障がい福祉サービスの支援者とケアマネジャーをはじめとする介護保険サービスの支援者の連携強化の方策について検討していきます。

なお、今後も個別の状況を勘案し、障がい福祉サービスの利用が必要な人に対しては、適切に支給決定を行います。

２．相談支援機能の充実

本市では、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、平成 27 年度以降、すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援を利用できるよう推進してきました。現在では、多くの利用者が計画相談支援を利用しています。

今後、施設入所者や精神病床入院患者の地域移行を促進するにあたり、相談支援機能の果たす役割は非常に大きいものと考えられることから、引き続き相談支援サービス提供基盤の整備を図ります。

（１）成果目標等について

①専門的な指導・助言、人材育成、連携強化

【目標値等】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数	105	110	110
相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数	21	21	21
相談機関との連携強化の取組個別事例の支援内容の検証	年間実施回数	70	75	80
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置人数	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	年間実施回数	4	4	4
	年間参加事業者・機関数	3	3	3
協議会の専門部会の設置	設置数	5	5	5
	年間実施回数	28	28	28

目標値　設定の考え方

障がい者自立支援協議会における支援者実務会議等の機会を想定しつつ、過去の実績を踏まえて算出しました。

※参考　第６期における実績値

		令和３年度	令和４年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数	80	102
相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数	15	21
相談機関との連携強化の取り組み	年間実施回数	47	70

（２）障がい福祉サービス等の見込量

①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する際に必要となる「サービス等利用計画案」の作成や、事業所等との連絡調整、必要な支援を適切に利用できているかの確認評価を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	69 人	72 人	75 人	59 人	60 人	64 人
知的障がい	月平均利用人数	121 人	126 人	131 人	104 人	112 人	112 人
精神障がい	月平均利用人数	137 人	143 人	150 人	114 人	117 人	125 人
難病	月平均利用人数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
児童	月平均利用人数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
合 計	月平均利用人数	329 人	343 人	358 人	277 人	289 人	301 人

利用見込量　算出の考え方

それぞれ令和２～４年の増加率を考慮して算出しました。

②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
知的障がい	月平均利用人数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	1 人
精神障がい	月平均利用人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
合 計	月平均利用人数	2 人	3 人	3 人	1 人	1 人	2 人

※地域移行支援は６か月を原則として支給されるため、本表の月平均利用人数は年間の総利用人数を２分の１にした数となります。

利用見込量　算出の考え方

令和４年度の実績を踏まえるとともに、身体障がいについては１人を見込みました。

③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	2 人	2 人	3 人	1 人	1 人	2 人
知的障がい	月平均利用人数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
精神障がい	月平均利用人数	19 人	22 人	25 人	8 人	11 人	15 人
合 計	月平均利用人数	24 人	27 人	31 人	12 人	15 人	20 人

利用見込量　算出の考え方

身体障がい、知的障がいについては、令和２～４年の実績を踏まえて算出しました。精神障がいについては、令和２年度まで減少傾向にありましたが、令和３年度から増加に転じています。

④相談支援事業

障がい者に対して、障がい種別やその人の特性に合ったサービスの情報提供および本人や家族に対する適切な助言等を行うため、基幹相談支援センターおよび障がい者相談事業所に専門的な相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。さらに、相談支援に従事する者のスキル向上のための育成支援を行います。

【利用見込量】

	見込量			実績値（参考）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
障がい者相談支援事業	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援（居住サポート）事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

利用見込量　算出の考え方

障がい者相談支援事業は、令和５年度時点で４か所に委託しています。令和６年度以降についても、同数の４か所の体制で実施することを想定しています。

基幹相談支援センターについては令和６年度以降も設置し、基幹相談支援センター等機能強化事業も実施しながら、支援困難ケースへの対応及び後方支援、権利擁護、施設入所者の地域移行の促進、地域支援体制のコーディネート等の各機能が効果的に発揮されるよう取り組みます。

⑤地域活動支援センター

精神疾患等さまざまな困難を抱える障がい者が、創作的活動や生産活動等を行いながら、安心して過ごすことができる居場所を提供するとともに、支え手としても活躍できる機会や、地域住民との交流の場の充実を図ります。

※地域活動支援センター事業とは、障害者総合支援法第 77 条に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業に位置付けられる事業の一つです。

【利用見込量】

	見込量			実績値（参考）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実利用者数	100 人	110 人	120 人	102 人	89 人	83 人

利用見込量　算出の考え方

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛等の影響により、実利用者数が減少していると考えられます。感染症の影響を受けていなかった当初の利用者数である 120 人程度まで増加することを見込み、令和６年度を令和２年度と同水準とし、以降の２年間で毎年 10 人ずつの増加を見込みました。

（３）高齢化に伴う支援

障がいのある人が、高齢化に伴って介護保険サービスに移行する場合、これまで相談支援専門員が行っていた本人・家族の意思確認や生活全般のコーディネートを行う役割を、ケアマネジャーが担うことになります。相談支援専門員とケアマネジャー間の引き継ぎが不十分であれば、これまで利用していたサービスを継続して利用することができない可能性があります。また、相談員が代わってしまうこと自体に負担を感じる人もいます。そのため、介護保険サービス適用年齢到達に近づいた障がいのある人に対して、介護保険サービスや今後の障がいサービス利用に関する案内文を事前に送付することで、介護保険サービス移行の不安軽減を図ります。また、ケアマネジャー連絡会議と相談支援権利擁護支援者実務者会議等の交流を引き続き行い、よりスムーズな引継ぎが可能となるよう顔の見える関係の構築を目指します。

３．障がい者自立支援協議会のさらなる活性化

自立支援協議会における地域課題の抽出とその解決に向けた議論を活性化させ、その解決方法を具現化していくための関係機関のネットワーク構築を推進します。

（１）前計画における取り組みの評価

前計画においては、自立支援協議会での地域課題に対する検討内容の可視化と活性化を目的として、「地域課題解決のための提案シート」及び運用フローの策定を進めました。いくつかの地域課題が提起され、その検討を重ねるなかで、「地域課題解決のための提案シート」様式の修正や運用フローの見直しを行い、議論の活性化と解決方法の具体化に向けた取り組みを行いました。

（２）障がい者自立支援協議会の体制

現在の障がい者自立支援協議会は、以下の会議体で構成されます。

本会議	本計画の進捗管理、検討会議提案事項の評価、地域の課題及び社会資源の現状評価及び連携・改善・開発に関すること、基幹相談支援等事業及び相談支援事業について、その中立・公平性を確保する観点から運営状況を把握し助言等を実施、また、地域の関係機関によるネットワーク構築等を実施します。
運営会議	市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、支援者実務者会議代表にて構成されます。支援者実務者会議から提案された「地域課題解決のための提案シート」を検討し、地域課題を明確化させるとともに、対応方針や処遇を判断します。 また、本会議の議題の整理、検討会議の設置検討・メンバー選定、支援者実務者会議等の連絡・調整を行います。
検討会議	解決すべき地域課題ごとに設置され、短期集中で解決に向けた検討を行い、３～６か月での解散を目指します。初回は、運営会議で選定されたメンバーで構成しますが、地域課題の内容により追加される場合があります
事務局会議	市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所にて構成され、「地域課題解決のための提案シート」で提案された地域課題の整理を行います。
支援者 実務者会議	各種の障がい福祉サービスや支援の専門分野別に、地域課題の抽出や解決策の検討及び提案を行い、必要に応じて「地域課題解決のための提案シート」の作成を行います。

（３）「地域課題解決のための提案シート」及びフロー図

支援者実務者会議は解決すべき地域課題について、その期限、提案する理由、考えられる改善方法を記載した「地域課題解決のための提案シート」を基幹相談支援センターへ提出します。

事務局会議は要点の抽出や整理を行ったうえで、意見を付して、運営会議に送ります。

運営会議では、提案内容を検討し、地域課題を明確化したうえで、検討会議の設置を検討します。

検討会議が設置された場合には短期集中で地域課題が検討され、運営会議へ結果報告が行われます。運営会議ではその結果を踏まえ、検討会議の終結の判断を行い、解決方法の具現化や本会議へ報告・提案等を行います。

【障がい者自立支援協議会における運用フロー】

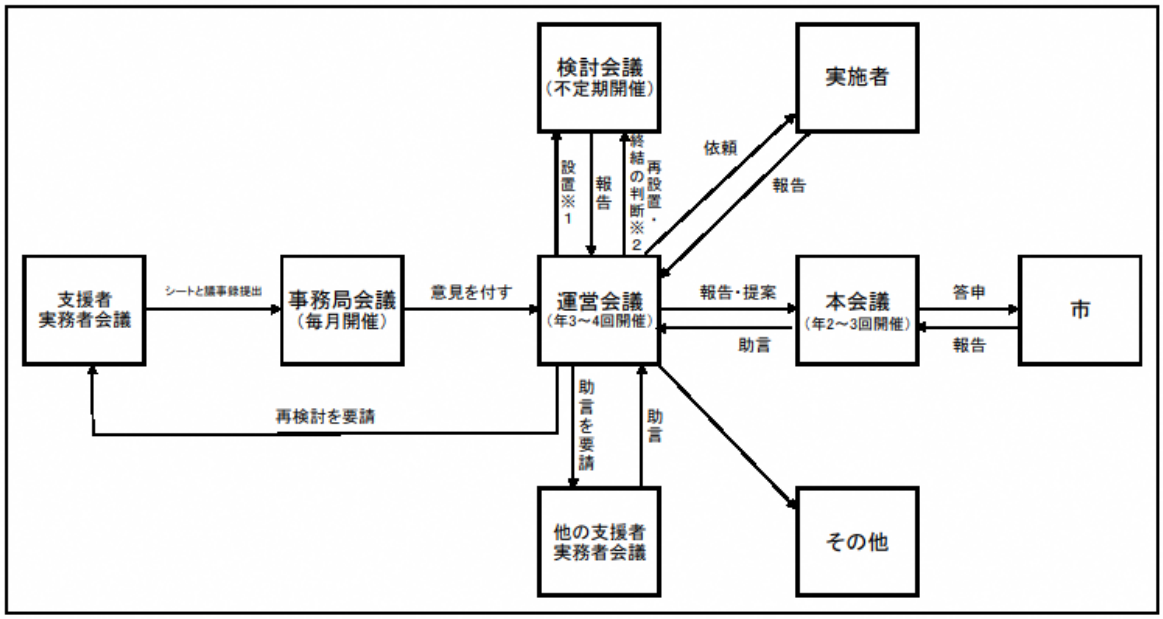

支援者実務者会議（５分野）

・相談支援・権利擁護支援者実務者会議	・通所サービス支援者実務者会議
・精神障がい者支援者実務者会議	・障がい児支援者実務者会議
・就労支援者実務者会議	

（４）今後の取り組み

課題の性質により５分野の支援者実務者会議の相互の交流を行い、必要に応じて「地域課題解決のための提案シート」及びフロー図の活用を継続し、見出された地域課題の解決方法をより具現化するため、地域の社会資源が有機的な連携を行うためのネットワーク化を推進します。

４．施設入所者の地域生活への移行

第７期大阪府障がい福祉計画においては施設入所者の削減が成果目標として掲げられていることから、共同生活援助をはじめとした地域の受け入れ体制を整備し、地域生活への移行を推進します。また、地域生活への移行を進めるにあたり、施設等の支援に係るニーズ把握に引き続き努めていきます。

（１）成果目標、活動指標、体制整備について

①施設入所者数の削減　成果目標

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度末
施設入所者数	64 人	66 人

目標値　設定の考え方

大阪府の成果目標と基本的な考え方に基づき、令和４年度末の施設入所者数の 1.7%以上の削減を基本として、目標値を設定しました。

②地域移行者数の増加　成果目標

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度
地域移行者数	４人	２人

目標値　設定の考え方

大阪府の成果目標と基本的な考え方に基づき、令和４年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行すること基本として、目標値を設定しました。

（２）障がい福祉サービス等の見込量

①施設入所支援

施設に入所している人に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均 利用人数	24 人	23 人	22 人	31 人	27 人	26 人
知的障がい	月平均 利用人数	41 人	42 人	43 人	39 人	40 人	40 人
精神障がい	月平均 利用人数	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
合　計	月平均 利用人数	65 人	65 人	65 人	71 人	67 人	66 人

利用見込量　算出の考え方

利用人数は、身体障がいが減少傾向にありますが、知的障がいが増加傾向にあります。身体障がいについては、令和３年度以降の減少が鈍化している点も踏まえて見込量を算出しました。知的障がいについては、令和２年度以降の増加状況を踏まえて見込量を算出しました。

②療養介護

医療と常時の介護が必要な人に、施設・病院などで、日中において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
重度心身障がい等	月平均利用人数	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人

利用見込量　算出の考え方

令和２年度以降、利用人数に増減がみられないため、令和４年度の実績の現状維持として設定しました。

③自立生活援助

障がい者支援施設や共同生活援助を利用していた障がいのある人のうち、１人暮らしを希望する人等に対し、定期訪問による生活状況の確認や関係機関との連絡調整、利用者の要請に応じた電話、メールなどでの助言等を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	１人	１人	１人	０人	０人	０人
知的障がい	月平均利用人数	１人	１人	１人	０人	０人	０人
精神障がい	月平均利用人数	１人	１人	１人	０人	０人	０人
合　計	月平均利用人数	３人	３人	３人	０人	０人	０人

利用見込量　算出の考え方

過去における利用実績はありませんが、令和６年度以降、それぞれの障がいに１人ずつの利用を見込ました。今後の利用状況に応じて、サービス提供基盤の整備に取り組むとともに、障がい者支援施設との連携を強化し、自立生活援助の対象となる人の把握に向けて取り組みます。

５．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場」を、障がい者自立支援協議会の精神障がい者支援者実務者会議に設置し、精神障がいのある人の地域生活を支える体制整備を進めるとともに、精神病床入院患者の地域移行が円滑に行われるよう支援します。

（１）成果目標、体制整備について

①精神病床からの退院促進について

【目標値】

		目標値 令和８年度
精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数		325 日
精神病床から退院後１年以上の長期入院患者数		102 人
精神病床における早期退院率		
	入院後３か月時点	68.9%
	入院後６か月時点	84.5%
	入院後１年時点	91.0%

目標値　設定の考え方

令和３年６月時点の精神病床における１年以上の長期入院患者数は 114 人であり、国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、目標値を設定しました。

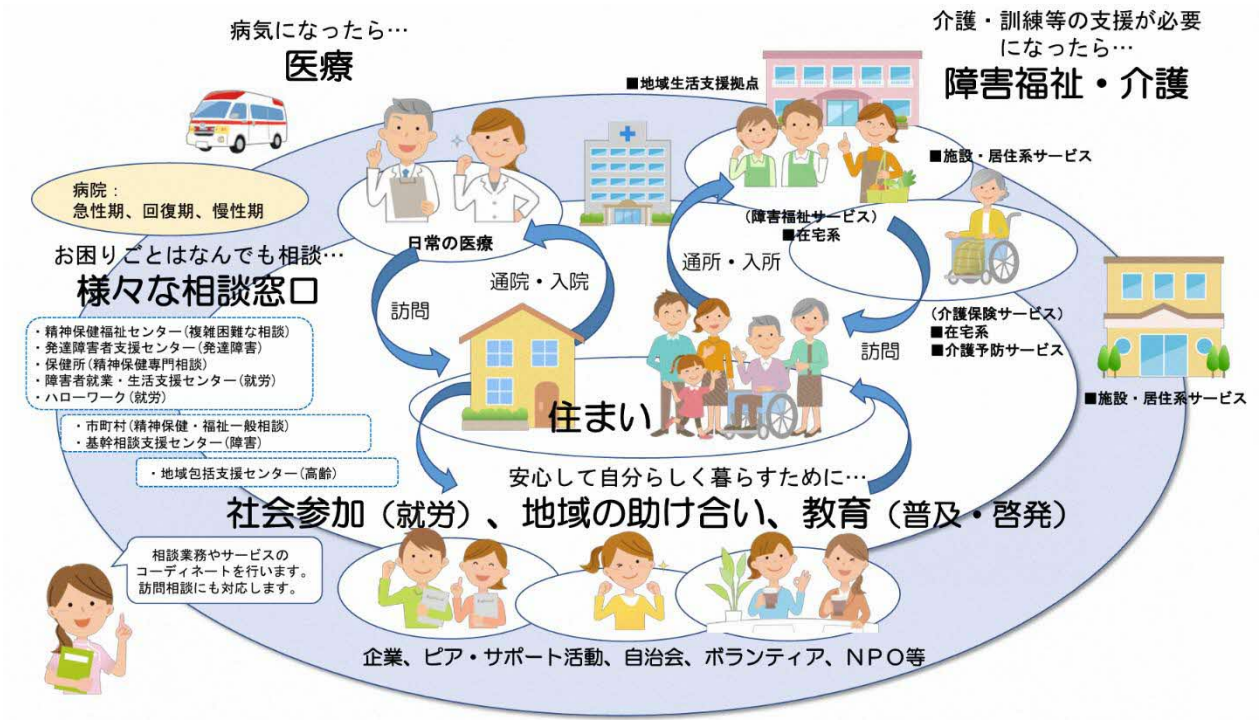

（厚生労働省）「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）」をもとに作成）

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場

精神病床からの地域移行対象者や地域における支援困難ケース等の事例検討を通して、精神障がいのある人を取り巻く地域の現状や課題の把握・抽出を行い、その課題解決に向けて協議を行います。また、より広域的な場で検討を要する課題を圏域や府の協議の場に提起することで、精神障がいのある人の地域生活を支える体制整備を図ります。

本市では、障がい者自立支援協議会の精神障がい者支援者実務者会議に協議の場の機能を持たせ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んできました。これまでの精神障がい者支援者実務者会議における検討の中で、精神障がいのある人が地域生活を継続していくためには、精神障がいに対する正しい理解を促進していくことが重要であるとの意見があがったことから、その有効な方策について検討を重ねてきており、本計画においても継続していきます。

【目標値】

			見込量		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		年間開催回数	６回	６回	６回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数					
	保健関係者	年間参加者数	１人	１人	１人
	医療関係者		５人	５人	５人
	福祉関係者		８人	８人	８人
	介護関係者		０人	０人	０人
	当時者		０人	０人	０人
	家族		０人	０人	０人
	その他		２人	２人	２人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		目標	理解促進の取り組み、地域における課題の抽出		
		評価の実施回数	１回	１回	１回

目標値　設定の考え方

これまでの実績を踏まえ、前計画と同様に、協議の場の開催回数、協議の場への関係者の参加者数を見込みました。協議の場における目標についても、前計画を踏襲し、評価の実施回数についても、従来通り、各年度末において評価を進めます。

（２）障がい福祉サービス等の見込量

①精神障がいのある人の地域移行支援サービスの利用見込量

【利用見込量】

		見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域移行支援	月平均 利用人数	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	月平均 利用人数	19 人	22 人	25 人
共同生活援助	月平均 利用人数	57 人	67 人	78 人
自立生活援助	月平均 利用人数	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	月平均 利用人数	11 人	11 人	11 人
合　計	月平均 利用人数	89 人	102 人	116 人

※各サービスの利用見込量のうち、精神障がいのある人の見込量を抜粋したものです。

利用見込量算出の考え方

各サービス別に記載している利用見込量算出の方法によります。

（３）高齢化に伴う支援

精神障がいのある人が介護保険適用年齢に到達し、介護保険サービスに移行する際に、これまで利用していた支援の量を確保できないケースが見られます。このような場合、これまでのサービス利用を維持できるように、必要に応じて障がい福祉サービスを引き続き支給決定していますが、介護保険サービスにおいても必要なサービス量が確保できるよう働きかけていく必要があります。

精神障がいのある人のサービス確保に向け、必要に応じて保健、医療及び福祉関係者による協議の場に介護保険サービス関係者の出席を呼びかけるなど、連携体制を強化していきます。なお、今後も個別の状況を勘案し、障がい福祉サービスの利用が必要な人に対しては、適切に支給決定を行っていきます。

６．障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の多様化に伴い、新規参入する事業者が増加している状況のもとで、利用者が真に必要とするサービスの提供が行われるためには、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みが必要です。

また、障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査が実施された場合については、当該指定権者との情報共有を引き続き行います。

（１）成果目標、活動指標、体制整備について

①障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用・共有体制

障がい福祉サービス等事業所の請求に対する審査結果（過去の請求履歴のうち過誤が多い事項等）を、自立支援審査支払等システム等を活用して分析し、分析結果を活用して事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

【活動指標】

		見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	年間実施回数	１回	１回	１回

目標値　設定の考え方

これまでの実績を踏まえ、前計画と同様に、年１回の実施を見込みました。

②障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

【活動指標】

		見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数	５人	５人	５人

目標値　設定の考え方

大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市職員の参加人数について、これまでの実績および現状の職員配置等を考慮し、見込量を設定しました。

７．就労相談の充実

障がい状況や資質に応じた就労先へとつなぐことができるよう、就労相談の充実を図ります。また、福祉施設から一般就労への移行促進に努めます。

（１）成果目標、活動指標、体制整備について

①福祉施設利用から一般就労への移行

前計画の達成状況

令和４年度において、福祉施設の利用者から一般就労への移行者は 52 人となっており、前計画における成果目標（令和５年度末における、福祉施設の利用から一般就労への移行者数）の 49 人を上回っています。

【目標値】

		目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和３年度
福祉施設利用から一般就労への移行者数	各サービスの移行者数の総計	57 人	44 人
	就労移行支援	34 人	25 人
	就労継続支援 A 型	16 人	12 人
	就労継続支援 B 型	7 人	5 人
	生活介護・自立訓練	—	2 人

目標値　設定の考え方

就労支援者実務者会議と他の支援者実務者会議の連携を図る等、福祉施設から一般就労への移行を促進するための取り組みを実施することにより、今後も福祉施設から一般就労への移行者数が増加すると想定し、大阪府の成果目標の基本的な考え方に基づき、目標値を設定しました。

大阪府の基本的な考え方では、令和８年度末時点の福祉施設の利用から一般就労への移行者数の目標数値を、就労移行支援事業は令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業は令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業は令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることとされています。国の指針、大阪府の基本的な考え方に基づき設定します。

②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合

【目標値】

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	60%	57%

目標値　設定の考え方

大阪府の基本的な考え方では、国の指針を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合を６割以上とされています。国の指針、大阪府の基本的な考え方に基づき設定します。

③就労支援部会の設置について

【目標値】

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度
就労支援者実務者会議の設置	設置済	設置済

守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

（２）障がい福祉サービス等の見込量

①就労選択支援

障がいのある人が希望する能力・適正に合った仕事探しができるようにアセスメントを行うサービスです。

令和７年度より開始される新サービスです。そのため令和 7･8 年度については、各年度１名ずつの利用を見込んでいます。

②就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	6 人	6 人	6 人	6 人	2 人	3 人
	月平均利用日数総数	144 人日	162 人日	180 人日	128 人日	45 人日	31 人日
知的障がい	月平均利用人数	19 人	21 人	23 人	19 人	14 人	13 人
	月平均利用日数総数	365 人日	399 人日	437 人日	365 人日	251 人日	224 人日
精神障がい	月平均利用人数	50 人	54 人	58 人	50 人	45 人	50 人
	月平均利用日数総数	860 人日	918 人日	986 人日	860 人日	749 人日	803 人日
合 計	月平均利用人数	75 人	81 人	87 人	75 人	61 人	66 人
	月平均利用日数総数	1,369 人日	1,479 人日	1,603 人日	1,353 人日	1,045 人日	1,058 人日

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和３年度における利用者数の減少については、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動の停滞、雇用情勢の悪化等の影響が考えられます。一方、令和４年度においては、一部の事業所で在宅勤務が推進されたことが要因となり、回復傾向にあります。令和６年度以降は、令和２年度の水準に回復すると見込み、令和元年度以前の傾向を踏まえ、身体障がい、精神障がいは令和６年度の見込み量を維持し、知的障がいは増加を見込みました。

●利用日数総数

１人当りの月平均の利用日数については、身体障がいが増加傾向にあり、令和元年度から２年度における増加率を踏まえて１人当りの利用日数を算出し、利用人数を乗じて見込み量を算出します。知的障がい、精神障がいについては、特に変動はなく、令和４年度の１人当りの利用日数の実績に基づき、利用人数を乗じて見込み量を算出します。

③就労継続支援 A 型

企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	35 人	38 人	40 人	23 人	32 人	30 人
	月平均利用日数総数	703 人日	717 人日	755 人日	456 人日	603 人日	566 人日
知的障がい	月平均利用人数	47 人	47 人	47 人	49 人	49 人	47 人
	月平均利用日数総数	890 人日	890 人日	890 人日	970 人日	955 人日	890 人日
精神障がい	月平均利用人数	89 人	95 人	100 人	63 人	72 人	79 人
	月平均利用日数総数	1,618 人日	1,727 人日	1,818 人日	1,121 人日	1,326 人日	1,436 人日
合 計	月平均利用人数	171 人	180 人	187 人	135 人	153 人	156 人
	月平均利用日数総数	3,211 人日	3,334 人日	3,463 人日	2,547 人日	2,884 人日	2,892 人日

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

身体障がい、精神障がいについては、令和 2 年度以降の増加傾向を踏まえて、見込み量を算出しました。知的障がいについては、減少傾向にありますが、令和４年度の実績を維持すると見込みました。

●利用日数総数

１人当りの月平均の利用日数については、いずれの障がいも大きな変動がなく、令和４年度実績に基づき、利用人数を乗じて算出しました。

④就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	50 人	52 人	53 人	42 人	41 人	47 人
	月平均利用日数総数	915 人日	962 人日	992 人日	744 人日	708 人日	851 人日
知的障がい	月平均利用人数	208 人	213 人	218 人	180 人	185 人	198 人
	月平均利用日数総数	3,934 人日	4,029 人日	4,123 人日	3,422 人日	3,485 人日	3,745 人日
精神障がい	月平均利用人数	190 人	190 人	190 人	123 人	149 人	190 人
	月平均利用日数総数	2,581 人日	2,581 人日	2,581 人日	1,464 人日	1,931 人日	2,581 人日
合 計	月平均利用人数	448 人	455 人	461 人	345 人	375 人	435 人
	月平均利用日数総数	7,430 人日	7,572 人日	7,696 人日	5,630 人日	6,124 人日	7,177 人日

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和 2 年度以降の増加傾向を踏まえて、見込み量を算出しました。ただし、精神障がいについては、令和２～４年度における増加率が高いため、令和４年度以降の実績を維持すると見込みました。

●利用日数総数

１人当りの月平均の利用日数については、身体障がい、精神障がいで増加傾向にあり、身体障がいは、令和 2～４年度、精神障がいは令和３～４年度の増加率に基づき算出し、利用人数を乗じて算出しました。知的障がいは、大きな変動がなく、令和４年度実績に基づき、利用人数を乗じて算出しました。

⑤自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【利用見込量】 機能訓練

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	3 人	3 人	3 人	1 人	1 人	3 人
	月平均利用日数総数	29 人日	29 人日	29 人日	11 人日	4 人日	29 人日
知的障がい	月平均利用人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	月平均利用日数総数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
精神障がい	月平均利用人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	月平均利用日数総数	0 人	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
合 計	月平均利用人数	3 人	3 人	3 人	1 人	1 人	3 人
	月平均利用日数総数	29 人	29 人	29 人	11 人日	4 人日	29 人日

【利用見込量】 生活訓練

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	月平均利用日数総数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
知的障がい	月平均利用人数	16 人	18 人	20 人	10 人	12 人	14 人
	月平均利用日数総数	281 人日	316 人日	351 人日	180 人日	230 人日	246 人日
精神障がい	月平均利用人数	11 人	11 人	11 人	17 人	13 人	11 人
	月平均利用日数総数	184 人	184 人日	184 人日	284 人日	217 人日	184 人日
合 計	月平均利用人数	27 人	29 人	31 人	27 人	25 人	25 人
	月平均利用日数総数	465 人	500 人	535 人	464 人日	447 人日	430 人日

利用見込量　算出の考え方

●**利用人数**　身体障がい、精神障がいについては、令和４年度の実績を見込み量として設定しました。知的障がいについては、令和２～４年度における増加率に基づき見込み量を算出しました。

●**利用日数総数**

１人当りの月平均の利用日数については、知的障がいは大きな変動がなく、令和４年度の実績に基づき、算出し、利用人数を乗じて算出しました。身体障がい、精神障がいについては、令和４年度の実績を見込み量と設定しました。

⑥生活介護

常に介護を必要とする人に対し、主に日中、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障がい	月平均利用人数	137 人	137 人	137 人	141 人	139 人	137 人
	月平均利用日数総数	2,740 人日	2,772 人日	2,804 人日	2,676 人日	2,709 人日	2,701 人日
知的障がい	月平均利用人数	213 人	215 人	217 人	192 人	209 人	211 人
	月平均利用日数総数	4,212 人日	4,251 人日	4,291 人日	3,861 人日	4,082 人日	4,172 人日
精神障がい	月平均利用人数	20 人	20 人	20 人	21 人	19 人	20 人
	月平均利用日数総数	260 人日	267 人日	273 人日	229 人日	227 人日	245 人日
合 計	月平均利用人数	370 人	372 人	374 人	354 人	367 人	368 人
	月平均利用日数総数	7,212 人日	7,290 人日	7,368 人日	6,766 人日	7,018 人日	7,118 人日

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

身体障がいについては、令和２年度以降減少傾向にありますが、令和４年度の実績を維持するとして見込量を算出しました。

知的障がいについては、令和２年度以降の増加傾向を踏まえて見込量を算出しました。

精神障がいについては、令和２年度以降、大きな変動がなく、令和４年度の実績を維持するとして見込量を算出しました。

●利用日数総数

１人当りの月平均の利用日数については、身体障がい、精神障がいは、微増傾向を踏まえて算出し、利用人数を乗じて算出しました。

知的障がいの １ 人当り平均の月平均利用日数は大きな変動がなく、令和４年度の実績に基づき算出し、利用人数を乗じて算出しました。

８．職場定着支援

（１）成果目標、活動指標、体制整備について

①就労支援事業ごとの就労定着率

【目標値】

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度
就労定着支援事業終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%	14%

目標値　設定の考え方

大阪府の基本的な考え方では、国の指針を踏まえ、令和８年度の就労定着支援事業終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合については、２割５分以上とされています。令和４年度実績を９ポイント上回りますが、国の指針、大阪府の基本的な考え方に基づき設定します。

②就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額、工賃向上に向けての取り組み

【目標値】

	目標値	実績値（参考）		
	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額	14,995 円	9,476 円	11,962 円	12,973 円

目標値　設定の考え方

令和５年度においては、令和４年度水準を維持すると設定し、令和３年度から令和５年度にかけての増加金額を、令和６年度以降の工賃増加額と見込み、目標値を設定しました。

【調達実績】

	実績値（参考）		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度
市等による調達実績	1,234,070 円	4,357,562 円	8,798,964 円

③令和８年度における就労定着支援事業の利用者数

【目標値】

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度
令和８年度における就労定着支援事業の利用者数	34 人	23 人

目標値　算出の考え方

大阪府の基本的な考え方では、就労定着支援事業を利用者数については、令和８年度末の利用者数を令和３年度末実績の 1.41 倍以上とされています。就労定着支援事業の利用者は年々増加しており、現在の実績（増加率）を踏まえると、目標値を達成すると見込みました。

（２）障がい福祉サービス等の見込量

①就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労継続支援または、就労移行支援を利用して一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労をきっかけに生じた金銭管理や体調管理など生活面の課題解消に向けた相談や関係機関との連絡調整を行います。

【利用見込量】

	見込み量			実績値（参考）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
月平均利用人数	29 人	32 人	34 人	19 人	23 人	24 人

利用見込量　算出の考え方

令和 2～４年の増加率を考慮して算出しました。

今後の取り組み

一般就労移行後の職場定着に向け、就労定着支援のサービス提供体制を整備する必要があることから、就労移行支援事業所等に対し、就労定着支援事業所の開設等について働きかけていくことを検討します。

就労定着支援の利用を促進するため、一般就労に移行した人に対し、当該サービスによるフォロー体制があることを周知すること等に取り組みます。また、事業所に周知の協力を求めることについても就労支援者実務者会議等を活用していきます。

９．施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携

これまで施策の谷間にあると言われていた重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で療育的支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を増設し、重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援体制の整備と充実に向けて取り組みます。

（１）成果目標、活動指標、体制整備について

①主に重症心身障がい児を支援する各種事業所の確保

【確保目標】

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度
児童発達支援事業所	５か所	４か所
放課後等デイサービス事業所	６か所	４か所

市内には、令和５年 10 月時点で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所はそれぞれ４か所確保されています。

今後の取り組みとしては、重症心身障がい児の地域生活を支えるサービス提供基盤を整備するための方策について、障がい者自立支援協議会の障がい児支援者実務者会議に設置する「医療的ケア児のための協議の場」等において検討を進め、さらなる事業所の確保を目指します。

10. 医療的ケア児のための協議の場

国の基本指針、大阪府の基本的な考え方としても掲げられている「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」を、障がい者自立支援協議会の障がい児支援者実務者会議に設置し、医療的ケア児の支援に携わる保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各種関係機関の連携のもと、医療的ケア児に向けた支援のあり方の検討や専門性の向上を目指し、医療的ケア児の安定した地域生活を保障するための総合的かつ包括的な支援体制の整備を図ります。

また、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方としても掲げられている、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児がそれぞれの障がい特性に応じた適切な支援を受けることができるよう取り組みます。

（１）成果目標、活動指標、体制整備について

①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【確保目標】

	目標値 令和８年度
設置状況	設置

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターには、医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の多岐にわたる役割が求められています

【配置目標】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター　配置人数							
	福祉関係者	１人	１人	１人	―	１人	１人
	医療関係者	１人	１人	１人	―	１人	１人

令和３年度に協議の場の設置並びにコーディネーターの配置を進め、医療的ケア児の安定した地域生活を保障する体制整備を図っています。

11. 児童発達支援センターの充実

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいの早期発見・早期療育をはじめ、成長に応じた切れ目のない支援、障がいのある児童もない児童もともに学び育つ環境の整備、療育的支援の資質の向上が必要です。

令和６年４月施行の児童福祉法の改正等により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことに伴い、今後、「守口市立わかくさ・わかすぎ園」が児童発達支援センターとして果たすべき機能と役割を実現しつつ、利用者等の多様なニーズに対応することのできる体制・環境づくりの整備に向けて取り組みます。

（１）成果目標、活動指標、体制整備について

①児童発達支援センターの実施事業所

【確保目標】

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度
児童発達支援センターの実施事業所	１か所	１か所

目標値の設定の考え方

児童発達支援センター１か所を設置済み

平成 24 年度より福祉型児童発達支援センターとして「守口市立わかくさ・わかすぎ園」を設置しており、児童発達支援、保育所等訪問支援、指定障がい児相談支援等を提供しています。

ｉ）療育支援

守口市立わかくさ・わかすぎ園では、児童発達支援を提供し、専門的な集団療育及び個別療育、理学療法・作業療法・言語療法・音楽療法等の訓練を実施しています。さらに、市内における療育の中核的な役割も担っており、障がいの重度化・重複化や多様化へ対応できる専門的機能の強化に取り組んでいます。

ただし、その専門職については、ほとんどを嘱託職員に頼っており、新たな訓練士の確保が困難な状況であり、利用者と利用日のミスマッチが発生している状況です。また、訓練機会の拡充や療育時間の延長など、児童・保護者が療育等に求める機能やサービスについても多様化しており、わかくさ・わかすぎ園が実施している事業や園の有する機能についても、サービス内容の拡充が求められます。

ⅱ）障がい児相談支援等

守口市立わかくさ・わかすぎ園では、指定障がい児相談支援及び一般相談を実施し、障がいのある児童を育てる保護者等の悩みや不安に寄り添い、助言・指導を行う相談支援に取り組んでいます。

引き続き、「守口市立わかくさ・わかすぎ園」においては、市内における全体相談支援事業の供給体制が不足している現状を踏まえ、相談支援員を確保しながら、障がいのある児童やその保護者等への支援を行う必要があると考えられます。

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

令和６年４月施行の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターは「地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業所、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設」と位置づけられました。

このことに伴い、児童発達支援センターにおいては、地域の障がい児通所事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能や、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する中核としての機能、障がいのある児童及び保護者等家族への相談窓口としての機能等について拡充させていく必要があります。

今後の取り組み

今後、守口市立わかくさ・わかすぎ園は、法改正に伴い、地域における障がい児支援の中核的役割を担うこととされており、また、今後多様化する利用者ニーズ（療育時間の延長・訓練機会の拡充等）にも対応していかなければならないことも踏まえると、専門的な知識を有する職員等を安定的かつ効率的に配置し、専門的知識の習得や事務の継承に取り組むとともに、新たな訓練士を確保していく必要などがあります。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供やインクルージョンの実現には、学校等と事業所、市役所内、事業所間など、様々な主体が状況に応じて連携をとることができる体制構築が重要となります。今後は、児童発達支援センター「わかくさ・わかすぎ園」を中核として、子育て世代包括支援センター、大阪府守口保健所、保育所、認定こども園、教育関係機関、放課後児童クラブをはじめ、障がい児通所支援事業所、就労系サービス提供事業所等、各種関係機関が緊密に連携し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を図ります。

これらの課題を解決するためには、専門職を含む職員の配置や人事異動などによる事務継承の点などから、硬直的な運営となる公設公営ではなく、豊富な知識や実績を有する専門職員を柔軟に配置することが可能であり、安定的な人員配置等により、よりよいサービスの提供・拡充が可能となる民間活力の導入を速やかに実施することが望ましいと考えており、具体的には、令和８年度から、市の責任のもとで民間活力を導入する「指定管理者制度」による効果的・効率的な園の運営を行うことにより、児童発達支援センターとしての役割を果たしてまいります。

12. 療育の担保・向上

児童発達支援、放課後等デイサービスについては専門性及び資質の向上を図り、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、指定障がい児相談支援についてはサービス提供基盤の整備に努めます。これらのサービスを必要とする児童すべてに対して、障がい状況や特性に応じた適正な支援が提供されるよう取り組みます。

（１）成果目標、活動指標、体制整備について

①保育所等訪問支援の実施事業所

【目標値】

	目標値 令和８年度	実績値（参考） 令和４年度
保育所等訪問支援の実施事業所	４か所	２か所

目標値の設定の考え方

前計画の期間内における設置状況および今後の利用ニーズから設定しました。

（２）障がい福祉サービス等の見込量

①児童発達支援

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
児　童	月平均 利用人数	321 人	394 人	474 人	153 人	200 人	256 人
	月平均 利用日数総数	3,349 人日	4,461 人日	5,823 人日	1,432 人日	1,849 人日	2,671 人日

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和２年度以降、利用者数の増加が顕著となっており、増加率に基づき、見込量の算出を進めました。

●利用日数総数

１人当りの月平均の利用日数についても、増加傾向にあります。増加率に基づき１人当りの平均の月平均利用日数の見込量を算出し、利用人数を乗じて見込量の算出を進めました。

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
児　童	月平均 利用人数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
	月平均 利用日数総数	23 人日	23 人日	23 人日	0 人日	0 人日	0 人日

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

現在、本市には医療型児童発達支援の事業所はありませんが、医療的ケアが必要な児童については福祉型児童発達支援センター「守口市立わかくさ・わかすぎ園」等で受け入れを行っています。

●利用日数総数

平均的な利用日数をもとに見込量を定めました。

③放課後等デイサービス

学校教育法に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
児　童	月平均 利用人数	507 人	567 人	634 人	352 人	405 人	453 人
	月平均 利用日数総数	5,660 人日	6,330 人日	7,078 人日	4,173 人日	4,608 人日	5,057 人日

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和２年度以降、利用者数の増加が顕著となっており、増加率に基づき、見込量の算出を進めました。

●利用日数総数

１人当りの月平均の利用日数については、大きな変動がなく、令和４年度の実績に基づき設定し、利用人数を乗じて算出しました。

④保育所等訪問支援

障がいのある児童が所属する保育所や学校等の集団生活を営む施設を療育の専門家が訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な援助や助言を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
児　童	月平均 利用人数	10 人	12 人	14 人	5 人	6 人	8 人
	月平均 訪問回数	15 回	18 回	21 回	5 回	8 回	12 回

利用見込量　算出の考え方

●利用人数

令和２年度以降の利用者数の増加率に基づき、見込量の算出を進めました。

●利用日数総数

１人当りの月平均の利用日数についても増加傾向にありますが、令和４年度の実績に基づき設定し、利用人数を乗じて算出しました。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい又はこれに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
児　童	月平均 利用人数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
	月平均 利用回数	5 回	5 回	5 回	0 回	0 回	0 回

利用見込量　算出の考え方

現在、本市には居宅訪問型児童発達支援の事業所はありません。

本市の重症心身障がい児のうち、このサービスの対象となりうる児童を 1 人として見込量を算定しました。1 人の児童が 1 週間あたり 1 回利用することを想定しています。

今後、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等と連携し、当該サービスを必要とする児童に支援が行き渡るよう取り組みます。

⑥障がい児相談支援

障がい福祉サービスを利用する際に必要となる「サービス等利用計画案」の作成や、事業所等との連絡調整、必要な支援を適切に利用できているかの確認評価を行います。

【利用見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
児　童	月平均利用人数	140 人	153 人	166 人	94 人	95 人	117 人

利用見込量　算出の考え方

令和２～４年の増加率を考慮して算出しました。

⑦発達障がいのある児童等に対する支援

発達障がいのある児童等に対する支援については、障がいの早期発見・早期支援、保護者による適切な養育、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供が必要とされています。

発達障がいの発見は、乳幼児健診や教育現場等の様々な場面が想定されることから、今後も子育て世代包括支援センター、教育関係機関等との連携強化に努めます。また、できるだけ早期に正確に診断することも重要とされているため、発達障がいの診断等を専門的に行う医療機関等について情報提供できる体制整備に取り組みます。

発達障がいのある児童等を保護者等が適切に養育するためには、保護者等が児童の障がい特性を理解し、適切に対応するために必要な知識や方法を身につけることが必要であり、児童虐待の防止にもつながることが期待されます。本市では、子育て世代包括支援センターにてペアレントトレーニングを実施しています。

ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供としては、乳幼児期から成人に至るまで支援が途切れることがないよう、子育て世代包括支援センター、教育関係機関、就労支援機関等、各関係機関との連携体制の構築に向けて取り組みます。

【利用見込量】

	見込み量			実績値（参考）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	120 人	120 人	120 人	―	9 人	15 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	3 人	3 人	3 人	―	3 人	3 人
ペアレントメンターの人数	0 人	0 人	0 人	―	0 人	0 人
ピアサポート活動の参加人数	0 人	0 人	0 人	―	0 人	0 人

利用見込量　算出の考え方

●ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

本市の子育て世代包括支援センターで実施しているペアレントトレーニングの受講予定者数を見込みました。

●ペアレントメンターの人数

現状本市では独自にペアレントメンターの養成を実施していませんが、今後必要性等に応じて検討します。

●ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動の参加人数

発達障がいのある児童等に対するピアサポートの活動への参加人数について、本計画策定時点では参加人数を把握していませんが、今後は、ピアサポート活動への支援のあり方について検討します。

⑨難聴児に対する支援

市内教育機関をはじめとする関係機関に対して、守口市軽度難聴児補聴器交付事業の周知を行います。難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施に向け、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等の関係機関との連携等を検討します。

13. 意思疎通支援の提供体制の充実

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業について、これらの支援を必要とするすべての障がいのある人に対し、支援の提供が行き渡るよう取り組んでいきます。

また、情報保障の拡充に向けて、障がい特性に応じた多様な意思疎通支援、情報発信の方法を検討します。さらに、外出時に困ったときや助けを求めたいときに自身の情報を伝えるツールとして、ヘルプマークやヘルプカードを周知・啓発するよう努めます。

（１）障がい福祉サービス等の見込量

①意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通に支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を行います。
守口市においては、以下に記載する４事業を実施しています。

【整備見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
手話奉仕員養成研修事業	年間実修了者数	20 人	20 人	20 人	10 人	10 人	11 人
手話奉仕員養成研修事業（中級）	年間実修了者数	20 人	20 人	20 人	3 人	2 人	2 人
手話通訳者設置事業	実設置者数	3 人	3 人	3 人	3 人	2 人	2 人
手話通訳者派遣事業	年間実利用件数	209 人	209 人	209 人	143 人	220 人	209 人
	年間実利用時間数	425 時間	425 時間	425 時間	228 時間	159 時間	425 時間
文字通訳者派遣事業	年間実利用件数	14 人	14 人	14 人	9 人	19 人	14 人
	年間実利用時間数	34 時間	34 時間	34 時間	25 時間	29 時間	34 時間

整備見込量　算出の考え方

●手話通訳者設置事業

令和６～７年度において、令和４年度の実績を維持し、令和８年度までにそれぞれ１人ずつ増加するとして見込量を設定ました。

●手話通訳者派遣事業、文字通訳者派遣事業

利用実績に変動があることから、令和２～４年度において最も利用が多い年度の利用件数を見込量として設定しました。

②日常生活用具給付等事業

障がいのある人等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。
守口市においては、以下に記載する６つの用具の提供を行っています。

【利用見込量】

	年間延べ件数			実績値（参考）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
介護・訓練支援用具	9 件	9 件	9 件	7 件	7 件	9 件
自立生活支援用具	52 件	52 件	52 件	36 件	52 件	35 件
在宅療養等支援用具	20 件	20 件	20 件	26 件	22 件	20 件
情報・意思疎通支援用具	43 件	43 件	43 件	16 件	43 件	39 件
排泄管理支援用具	4,301 件	4,301 件	4,301 件	4,412 件	4,301 件	4,224 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件

利用見込量　算出の考え方

●介護・訓練支援用具

令和４年度において、増加しているものの、長期的にみて減少傾向にあります。令和４年度の実績を維持するとして見込量を設定しました。

●自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具

利用実績に変動があり、令和２～４年度において最も利用が多い年度の件数を見込量として設定しました。

●在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具

令和２～４年度において減少傾向にありますが、令和４年度の実績を維持するとして見込量を設定しました。

●居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

令和４年度までの利用実績がありませんが、今後利用がある可能性がある点を考慮し、見込量を設定しました。

14. 差別の禁止、合理的配慮

理解促進・啓発事業を活用し、様々な障がい特性及び障がいのある人への理解を広める講座を実施します。

また、一般就労する障がいのある人の会をはじめ、障がいのある人が自主的に取り組む活動への後方支援等を行い、障がいのある人の仲間づくりや支え合いの関係づくりを促進します。

親亡き後等を見据え、障がいのある人の権利や安全を保障するために、関係各課と連携し、成年後見制度の周知や利用援助に向けた支援に取り組むとともに、引き続きユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進に努めます。

（１）障がい福祉サービス等の見込量

①理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

理解促進研修・ 啓発事業	障がいのある方等が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある方等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。
自発的活動 支援事業	障がいのある方等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【整備見込量】

	見込み量			実績値（参考）		
	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

利用見込量　算出の考え方

地域生活支援事業の必須事業として実施しており、引き続き実施します。

②成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。

【整備見込量】

		見込み量			実績値（参考）		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	１人	１人	１人	０人	０人	０人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし

整備見込量　算出の考え方

成年後見制度利用事業については、第６期計画期間内の利用がありませんが、第７期においては、毎年１人ずつを見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業については、第６期計画と同様に、本市においては実施なしと見込みましたが、将来的には必要性を鑑み実施を検討します。

（２）虐待対応の強化及び虐待防止施策

障がい福祉サービス提供事業所の人員体制や福祉認識に課題があることがうかがわれたことから、市内事業所を訪問し、支援者に対する助言及び虐待の早期発見・予防に向けて働きかけるとともに、虐待防止と啓発、成年後見制度等権利擁護制度についての研修会の開催に向けて取り組みます。

また、定期的なモニタリング等で居宅や障がい福祉サービス提供事業所等を訪問する機会が多い相談支援専門員に対し、引き続き虐待の早期発見と速やかな通報に向けた協力支援を呼びかけるとともに、メールや SNS といった発信媒体の普及も勘案し相談受付体制のあり方についても検討します。

なお、大阪府の基本的な考え方に「死亡事案等、重篤事案における発生要因の分析や事後検証、事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断の必要性」が示されていることも視野に入れ、関係各課及び関係機関や専門職等で構成される検証会議を設置し、虐待の発生要因や増減等の傾向を幅広い視点で分析するとともに、虐待防止に向けた体制づくりに向けて取り組みます。

（３）多様な文化芸術活動の促進について

障がいの有無に関わらない相互交流を引き続き図るとともに、障がいのある人の社会参加促進に向けて、多様な文化芸術活動のを促進していきます。

また、理解促進・啓発事業や自発的活動支援事業、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みをはじめとする新たな活用方法や、交流の活性化についての検討を重ねるほか、市立図書館に視覚がい者等の読書環境の整備を行っています。

（４）障がいを理由とする差別解消の推進

差別解消に関する相談については、人権室、人事課と連携しながら対応しています。

障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するには、身近な地域での主体的な取り組みが重要であることから、引き続き相談に対応していきます。今後は、障がい者自立支援協議会を活用し、相談事例や差別解消に向けた取り組みの共有・分析を行います。また、相談事例や差別解消に向けた取り組みの共有・分析を行うとともに、理解促進や差別解消法に係る研修・啓発を引き続き実施することで、地域での対応力の向上や相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある人の居住を促進していくため、居住支援協議会と連携を行っていきます。

守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

第５章　計画の推進

第１節　計画の推進体制

１．庁内連携

本計画の推進にあたっては、障がいのある人及び児童に関わる庁内各課と連携を保ち、多面的に障がいのある人及び児童を支援する体制づくりが必要です。関係各課との情報共有や意見交換を積極的に行い、本計画を着実に実行していきます。

また、庁内職員を対象として研修等を行い、職員一人ひとりの障がい者理解の促進や施策・事業についての理解の向上に向けて取り組みます。

２．市民や地域、関係団体との連携

障がいのある人及び児童が地域で安心して生活していくためには、障がい福祉サービス提供体制の充実はもちろんのこと、地域住民の理解や支え合いがきわめて重要となります。

広く地域に向けて、障がい特性や障がいのある人等に対する理解啓発に努めるとともに、障がい者団体やボランティア団体の主体的な取り組みを支援し、障がいのある人等が住み慣れた環境で安定した日常生活を送ることができるよう取り組みます。また、ＩＣＴ・ロボット活用した現場での負担軽減の好事例があった場合は、地域と情報共有を図ってまいります。

３．関係機関との連携

本計画が障がい福祉サービス等の供給基盤の整備や提供見込量を指標とするものであることから、本計画の目標達成には市内における障がい福祉サービス提供事業所等との協力体制が必須となります。

また、医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等、障がいのある人及び児童の支援に関わる各種関係機関と交流を持ち、きめ細やかで充実したサービス提供に努めます。

４．大阪府・府内市町村との連携

本計画は「第７期大阪府障がい福祉計画及び第３期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標とも関連していることから、大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組みます。

また、障がい福祉施策の見直しや充実が求められる事項に関しては、国や大阪府に対し意見具申を行います。

なお、広域的に取り組むべき課題については北河内７市をはじめとする府内市町村と適宜連携を図り、計画の実効性を高めます。

５．計画の評価・進捗管理

本計画の推進にあたっては PDCA サイクルを導入し、本計画における取り組みごとの進捗管理及び本計画全体の進捗管理を行い、重層的な視点のもと確実に本計画が実行されるよう取り組みます。

計画の進捗管理については、(1) 評価すべき指標、(2) 評価の時期、(3)評価の体制をあらかじめ定める必要があります。

本計画においては、(1) 評価すべき指標は、取り組みの進行状況及び障がい福祉サービスの提供実績値を採用し、(2) 評価の時期は、それぞれの取り組み及び障がい福祉サービス提供実績値ごとに年 1 回、(3)評価の体制は、障がい者自立支援協議会における本会議の場を活用することとします。

（１）評価すべき指標

取り組みの進行状況については、各取り組みにおける 1 年間の実績について報告し、障がい者自立支援協議会委員からの評価・助言を受けます。また、障がい福祉サービスの提供実績については、前年度 1 年間の障がい福祉サービス提供の実績値を報告し、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況について点検を行います。そのうえで、本計画がどの程度進行しているかを見極め、課題の抽出と改善のための分析を行います。

（２）評価の時期

各取り組みについてはそれぞれ年 1 回評価を実施し、障がい福祉サービス提供実績値については、毎年 7 月ごろを目安として前年度 1 年間の実績値の報告及び点検を行います。

（３）評価の体制

評価の体制としては、障がい者自立支援協議会の本会議の場を活用します。

各取り組み状況についての報告を行い、障がい者自立支援協議会委員からの評価・助言を受けます。また、障がい福祉サービス提供実績についても報告し、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況についての評価・点検を行います。

評価体制の具体的な流れ

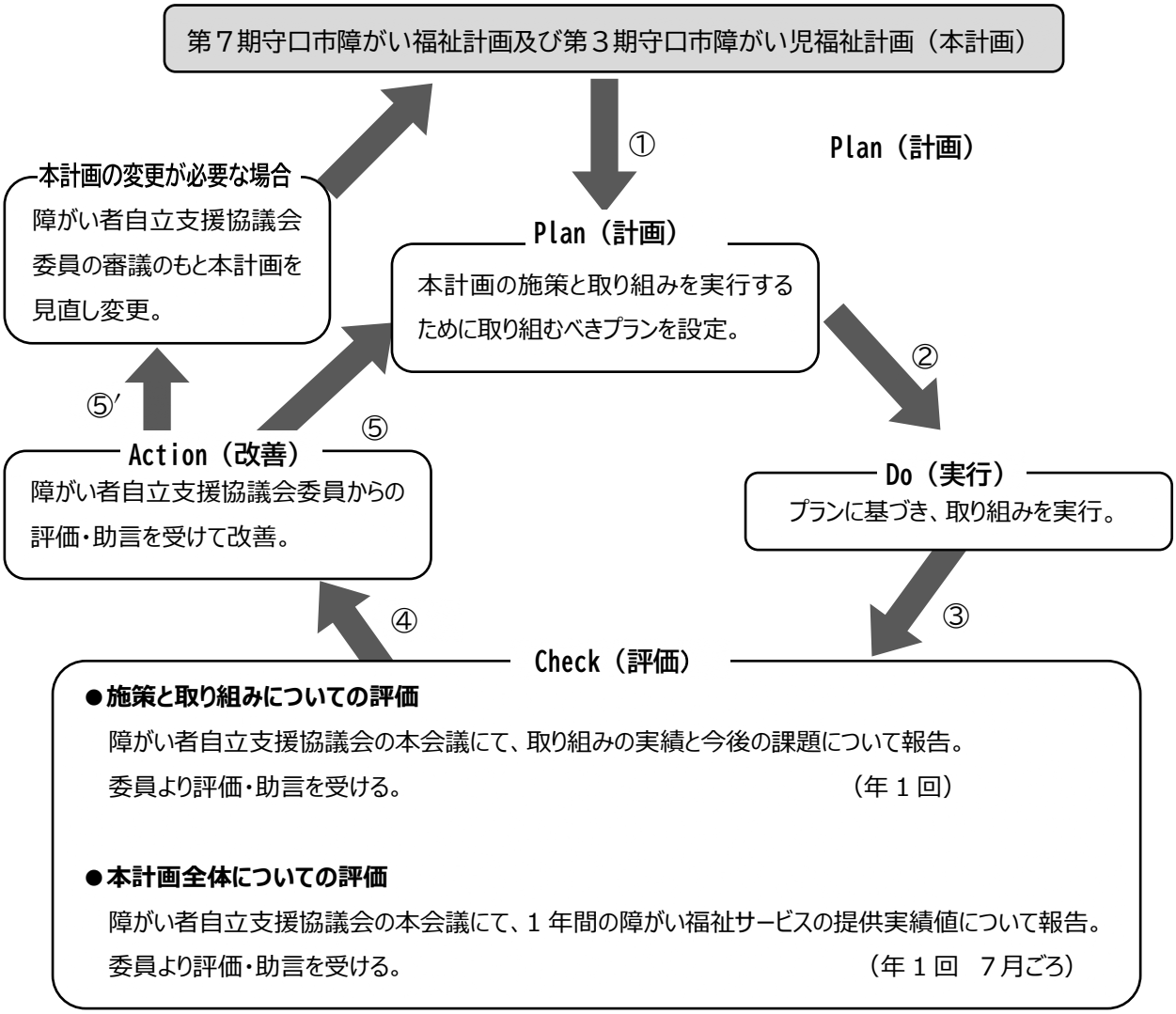

まず、①本計画の取り組みの実行にあたり、当面取り組まなければいけない課題を取り上げてプランを設定し（Plan）、②プランに基づいて取り組みを実行します（Do）。そして、③障がい者自立支援協議会の本会議において、取り組みの実績と今後の課題についての報告を行い、委員からの評価・助言を受けます。なお、７月ごろを目安として、前年度１年間の障がい福祉サービス提供実績値についても報告を行い、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況についての点検も行います（Check、年１回）。そして、④委員からの評価・助言を受けて、取り組みの改善点を見出し（Action）、⑤新たな取り組みのプランを設定するというサイクルを繰り返します。

なお、本計画の評価において変更の必要性が認められた場合は、障がい者自立支援協議会委員の審議のもと本計画の変更を行うことも可能です（⑤′）。

また、支援者実務者会議から提出された「地域課題解決のための提案シート」についても、運営会議で判断された処遇（本会議への提案、検討会議の設置、他の支援者実務者会議の助言要請、提案者へ差し戻し等）及び取り組み状況について報告し、障がい者自立支援協議会委員からの評価・助言を受けます。

資 料 編

第１節　計画の策定体制および策定経過

１．守口市障害者自立支援協議会設置条例

平成24年12月５日
条例第25号
最近改正　平成25年２月25日条例第５号

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の３第１項の規定に基づき、守口市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平25条例５・一部改正）

（所掌事務）

第２条　協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

(1) 障害者施策及び障害者虐待防止に関する関係機関の連携に関する事項
(2) 障害者の就労の促進に関する事項
(3) 障害者サービスの質の向上に関する事項
(4) 障害者サービスにおける地域のサービス基盤の整備に関する事項
(5) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関する事項
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（委員）

第３条　協議会は、委員21人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者
(2) 福祉関係団体の代表者
(3) 医療関係団体の代表者
(4) 人権関係団体の代表者
(5) 教育関係機関の代表者
(6) 関係行政機関の代表者
(7) 市の職員
(8) その他市長が適当と認めた者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

（部会）

第６条　協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平25.2.25条例５抄）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

２．守口市障がい者自立支援協議会委員名簿

区分	氏名	所属機関	役職
学識経験者	小寺　鐵也	種智院大学	教授
福祉関係団体の代表者	砂原　嘉夫	守口市身体障害者福祉会	会長
	榎原　紀子	守口市精神障害者を支える市民の会	事務局長
医療関係団体の代表者	中野　貴之	守口市医師会	
	原　佳代子	守口市歯科医師会	副会長
	増田　眞一	守口市薬剤師会	参与
人権関係団体の代表者	木村　孝司	守口市人権協会	会長
教育関係機関の代表者	青木 康子	大阪府立守口支援学校	校長
	松岡　保和	守口市立わかくさ・わかすぎ園	園長
関係行政機関の代表者	林　　克己	門真公共職業安定所	就職促進指導官
	谷掛　千里	守口保健所	所長
市の職員	田中　秀典	守口市こども部	部長
	森田　大輔	守口市教育委員会	教育監
その他 市長が適当と認めた者	守田　　恵	暁星法律事務所	
	鳥野　洋司	守口市社会福祉協議会	事務局長
	梶　　健三	わかたけ園	園長
	大竹　浩司	大阪聴力障害者協会	会長

３．計画の策定経過

日程		進捗状況
令和５年	６月 21 日	【第１回守口市障がい者自立支援協議会】 ・スケジュールの説明
	10 月 11 日	【第２回守口市障がい者自立支援協議会】 ・障がい福祉施策に係る制度・実情の変化の確認 ・第７期守口市障がい福祉計画及び第３期守口市障がい児福祉計画にかかるアンケート調査項目の検討
	11 月上旬～中旬	市民アンケート調査の実施 障がい者手帳所持者等向けアンケート調査 児童発達支援等に関するアンケート調査
	12 月１日	【第３回守口市障がい者自立支援協議会】 ・第６期守口市障がい福祉計画及び第２期守口市障がい児福祉計画の進捗状況の報告 ・第７期守口市障がい福祉計画及び第３期守口市障がい児福祉計画にかかる市民アンケート調査結果の報告
	12 月上旬	事業者・団体アンケート調査の実施
	12 月 20 日	【第４回守口市障がい者自立支援協議会】 ・計画素案の報告
令和６年	１月 23 日	パブリックコメント開始
	２月 21 日	パブリックコメント締切
	３月６日	【第５回守口市障がい者自立支援協議会】 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の報告
	３月	大阪府との法定協議 「第７期守口市障がい福祉計画及び第３期守口市障がい児福祉計画」策定

第２節　パブリックコメント結果

１．募集期間

令和６年１月 23 日（金）から令和６年２月 21 日（水）まで

２．募集方法

広報もりぐち１月１日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「第７期守口市障がい福祉計画及び第３期守口市障がい児福祉計画（案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、電子メール、電話、ＦＡＸにより意見を受け付けました。

３．募集結果

（１）提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	２件
郵送	０件
電子メール	１件
ＦＡＸ	０件
電話	１件
合　　計	４件

（２）意見の内容ごとの件数

意見の概要	件数
１．障がいのある人を取り巻く状況	６件
２．市民アンケート調査結果等の分析	４件
３．計画の推進方針	10 件
４．その他	４件
合　　計	24 件

第７期守口市障がい福祉計画及び
第３期守口市障がい児福祉計画

令和６年３月発行

守口市　健康福祉部　障がい福祉課

〒５７０－８６６６　大阪府守口市京阪本通２丁目５番５号
電　話：０６－６９９２－１６３０・１６３５（直通）
ＦＡＸ：０６－６９９１－２４９４